

中 頓 別 町 地 域 防 災 計 画

《 本 編 》

令和 6 年 4 月

中 頓 別 町 防 災 会 議

目次

第 1 章 総則	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の構成	2
第 3 節 計画推進に当たっての基本となる事項	3
第 4 節 用語	4
第 5 節 計画の修正要領	5
第 6 節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 7 節 住民及び事業者の基本的責務等	9
第 2 章 町の概況	12
第 1 節 町の地勢	12
第 2 節 災害記録	13
第 3 章 防災組織	14
第 1 節 防災会議	14
第 2 節 災害対策本部	15
第 3 節 住民組織等の活用	20
第 4 節 気象業務に関する計画	21
第 4 章 災害予防計画	31
第 1 節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	31
第 2 節 防災訓練計画	35
第 3 節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	37
第 4 節 相互応援（受援）体制整備計画	38
第 5 節 自主防災組織の育成等に関する計画	40
第 6 節 避難体制整備計画	42
第 7 節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	49
第 8 節 情報収集・伝達体制整備計画	54
第 9 節 建築物災害予防計画	56
第10節 消防計画	57
第11節 水害予防計画	60
第12節 風害予防計画	64
第13節 雪害予防計画	65
第14節 融雪災害予防計画	67
第15節 土砂災害の予防計画	69

第16節	積雪・寒冷対策計画	72
第17節	複合災害に関する計画	74
第18節	業務継続計画の策定	75
第5章	災害応急対策計画	77
第1節	職員の動員計画	77
第2節	災害情報収集・伝達計画	79
第3節	災害通信計画	83
第4節	災害広報・情報提供計画	88
第5節	避難対策計画	92
第6節	応急措置実施計画	103
第7節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	106
第8節	広域応援・受援計画	110
第9節	ヘリコプター等活用計画	112
第10節	救助救出計画	116
第11節	医療救護計画	118
第12節	防疫計画	121
第13節	災害警備計画	124
第14節	交通応急対策計画	125
第15節	輸送計画	130
第16節	食料供給計画	132
第17節	給水計画	134
第18節	衣料、生活必需物資供給計画	136
第19節	石油類燃料供給計画	138
第20節	電力施設災害応急計画	139
第21節	ガス施設災害応急計画	140
第22節	上下水道施設対策計画	141
第23節	応急土木対策計画	142
第24節	被災宅地安全対策計画	144
第25節	住宅対策計画	147
第26節	障害物除去計画	150
第27節	文教対策計画	152
第28節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	156
第29節	家庭動物等対策計画	158
第30節	応急飼料計画	159
第31節	廃棄物等処理計画	160
第32節	災害ボランティアとの連携計画	163
第33節	労務供給計画	165
第34節	職員派遣計画	166

第35節 災害救助法の適用と実施	168
第6章 地震災害対策計画	172
第7章 事故災害対策計画	173
第1節 航空災害対策計画	173
第2節 道路災害対策計画	178
第3節 危険物等災害対策計画	184
第4節 大規模な火事災害対策計画	191
第5節 林野火災対策計画	195
第6節 大規模停電災害対策計画	201
第7節 山岳遭難対策計画	206
第8章 災害復旧・被災者援護計画	207
第1節 災害復旧計画	207
第2節 被災者援護計画	209

第1章 総則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び中頓別町防災会議条例（昭和37年条例第18号）に基づき、中頓別町防災会議が作成する計画であり、中頓別町（以下「町」という。）の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

- 1 本町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、北海道（以下「道」という。）、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
- 5 災害復旧に関すること
- 6 防災訓練に関すること
- 7 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

中頓別町地域防災計画は本編のほか、次の各編から構成する。

- 1 地震防災計画編
- 2 資料編

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

標記	説明
基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
町防災会議	中頓別町防災会議
本部（長）	中頓別町災害対策本部（長）
町防災計画	中頓別町地域防災計画
防災関係機関	中頓別町防災会議条例第3条に定める委員の属する機関
災害予防責任者	基本法第47条に定める防災に関する組織の整備義務を負う指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者
災害応急対策実施責任者	基本法第50条第2項に定める指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災

第5節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
- 3 新たな計画を必要とするとき
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議構成機関、町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
指定 地方 行政 機関	北海道総合通信局	1 災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 2 非常通信協議会の運営に関すること。
	北海道農政事務所 旭川地域拠点	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
	北海道森林管理局 宗谷森林管理署 中頓別森林事務所	1 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 2 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 3 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 4 災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
	北海道開発局 稚内開発建設部 浜頓別道路事務所	1 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 2 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 4 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 5 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 6 補助事業に係る指導、監督に関すること。
自 衛 隊	札幌管区气象台 稚内地方气象台	1 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 4 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
	陸上自衛隊 第2師団 第3即応機動連隊	1 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 2 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 3 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。
道	宗谷総合振興局 地域創生部 危機対策室	1 宗谷総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 2 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 3 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 4 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 5 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 6 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	宗谷総合振興局 保健環境部 保健行政室	1 医療施設、衛生施設等の被害報告を行うこと。 2 災害時における医療救護活動を推進すること。 3 災害時における防疫活動に関すること。 4 災害時における給水、清掃等環境衛生活活動を推進すること。 5 食品衛生の指導、監視に関すること。 6 医療、防疫及び薬剤の確保及び供給を行うこと。
	宗谷総合振興局 稚内建設管理部	1 水防技術の指導を行うこと。 2 災害時において、関係河川の水位・雨量の情報の収集及び報告を行うこと。 3 災害時において、関係公共土木被害調査及び災害応急対策を実施すること。 4 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保を行うこと。 5 所管道路、河川の保全、災害復旧対策を行うこと。
北海道警察	枝幸警察署 中頓別駐在所	1 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関すること。 2 災害情報の収集に関すること。 3 災害警備本部の設置運用に関すること。 4 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 5 犯罪の予防、取締り等に関すること。 6 危険物に対する保安対策に関すること。 7 広報活動に関すること。 8 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
町	町	1 町防災会議に関する事務を行うこと。 2 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 3 自主防災組織の充実を図ること。 4 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 5 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 6 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 7 災害情報の伝達に関し、伝達体制や防災無線等の伝達設備の維持整備を行うこと。 8 自治会会員に対する災害予警報及び災害状況等の通報を行うこと。
	町教育委員会	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 2 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。
	中頓別町 国民健康保険病院	1 災害時における緊急医療、助産を行うこと。 2 被災時の病人等の収容、保護をすること。 3 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。 4 緊急医療対策本部が設置された場合に医療部隊を編成し、緊急医療活動を実施すること。
消防機関	南宗谷消防組合 中頓別支署 中頓別消防団	1 災害時における人命救助、助産保護、消防及び水防業務を行うこと。 2 災害時における住民の避難誘導を行うこと。
指定公共機関	日本郵便（株） 北海道支社 中頓別郵便局 小頓別郵便局	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 2 郵便の非常取扱いを行うこと。 3 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。
	東日本電信電話（株） 北海道事業部 （株）NTTドコモ 北海道支社 KDDI（株） ソフトバンク（株）	1 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施、重要通信の確保を図ること。

区分	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	日本赤十字社 北海道支部 中頓別分区	1 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体の処理等の救助業務を実施すること。 2 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと。 3 北海道災害義援金募集委員会の運営を行うこと。
	日本放送協会 札幌放送局 （北海道地域拠点局） 旭川放送局	1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 予報（注意報を含む。）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	日本通運（株） 札幌支店	1 災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと。
	北海道電力（株） 浜頓別営業所	1 電力供給施設の防災対策を行うこと。 2 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。
	北海道電力ネットワーク（株）	
公共 指定 機関 地方	北海道放送（株） 札幌テレビ放送（株） 北海道テレビ放送（株） 北海道文化放送（株） （株）テレビ北海道	1 防災に係る知識の普及に関すること。 2 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと。
	（一社）宗谷医師会	1 災害時における救急医療を行うこと。
	（一社）北海道歯科医師会	1 災害時における歯科医療を行うこと。
公共的 団体 及び 防災 上 重要 な 施設 の 管理者	東宗谷農業協同組合 中頓別支所	1 農産物の災害応急対策、指導を行うこと。 2 被災組合員に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 3 農業生産資材及び生活資材の確保、あっせんを行うこと。 4 農業生産共同施設等の応急対策及び復旧対策等を行うこと。 5 農作物の需用調整を図ること。 6 町が行う被害状況調査及び応急対策及び復旧対策等を行うこと。 7 酪農経営への停電対策等を行うこと。
	中頓別町商工会	1 被災商工業者に対する融資及びあっせんを行うこと。 2 災害時における商工業者の経営指導及び中央資金の導入に関する事務を行う。 3 災害時における物価の安定について協力すること。 4 災害時における救助用物資、復旧資材の確保について協力すること。
	中頓別・浜頓別町森林組合	1 被災林野の病害虫異常発生の防疫対策を行うこと。 2 被災林野の技術指導を行うこと。 3 森林火災や山林搜索等の災害応急対策、復旧対策、融資、保険金支払に関すること。
	危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと。
	自治会	1 所管地域内において発生した災害の通報を行うこと。 2 所管地域内に指定された避難場所の防災管理を行うこと。 3 所管地域内の避難所等の保全及び被害調査を行うこと。
	中頓別町社会福祉協議会	1 被災生活困窮者に対する融資及びあっせんに関すること。 2 被災者の保護についての協力に関すること。
	中頓別振興公社	1 管理施設等の応急対策及び復旧対策等を行うこと。
	中頓別建設協会	1 災害時における道路施設災害及びがけ崩れ等の応急復旧並びに災害廃棄物の除去及び搬送を行うこと。 2 資機材及び物資の輸送、貸与を行うこと。
	なかとんべつ動物病院	1 災害時における家庭動物の対応を行うこと。

第7節 住民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、住民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する住民運動を展開するものとする。

第1 住民の責務

住民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難場所における自主的活動、町、道及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）、感染症対策（マスク、消毒液）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 隣近所との相互協力関係のかん養
- (4) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (5) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (6) 自治会における要配慮者の把握
- (7) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (8) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動や住民が主体となった避難場所運営体制の構築
- (5) 町・道・防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーン^(※)の確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（※）サプライチェーン

ある製品の原材料が生産されてから、消費者に届くまでの全ての過程、繋がり

1 平常時の備え

- （1）災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- （2）防災体制の整備
- （3）事業所の耐震化の促進
- （4）予想被害からの復旧計画策定
- （5）防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- （6）燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- （7）取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- （1）事業所の被災状況の把握
- （2）従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- （3）施設利用者の避難誘導
- （4）従業員及び施設利用者の救助
- （5）初期消火活動等の応急対策
- （6）事業の継続又は早期再開・復旧
- （7）ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の

施設管理者を含む。以下「地区居住者等」という。)は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 町の概況

第1節 町の地勢

第1 位置

本町は、北海道の最北に位置する宗谷総合振興局管内の東南部、おおむね北緯45度東経142度に位置し、東は枝幸町、北は浜頓別町、西及び西南は幌延町と音威子府村に接している。中央部には敏音岳・松音知岳がそびえ、西部は天塩山脈、東部はホロヌプリ岳に連なる北見山地の裾野であり、頓別川水系の流域が平坦地及び段丘地帯となり、酪農を主とする農業地帯及び集落・市街地を形成している。面積の8割が森林という豊かな自然環境に恵まれた街である。

第2 気象の概要

本町は寒暖の差がとても大きく、年間の降水量(923.0mm～1,694mm)と降雪量(580cm～1,333cm)は共に少ない地域である。冬の厳冬期は-30℃を下回る観測がされ、全国一を記録する日も多く、冷え込みが非常に厳しいため頓別川は凍結する。融雪は4月中旬頃までかかるが、夏季は30℃を超える真夏日もある。

第2節 災害記録

本町では、過去の災害記録から、主な災害は、大雨や暴風、風雪害、火災等が挙げられ、これまで地震及び津波災害については記録されていない。

春先の融雪は4月中旬まで続き、過去には融雪による河川の増水によって耕地の冠水や家屋の浸水といった融雪災害が発生している。

町において過去に発生した災害は、資料3－1のとおりである。

資料3－1 災害記録

第3章 防災組織

災害の予防、応急及び復旧対策等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、本章においては防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

町長を会長とし、中頓別町防災会議条例（資料7－1）第3条に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。組織及び運営の概要は、次のとおりである。

資料7－1 中頓別町防災会議条例

第1 町防災会議の組織

町防災会議の組織は、資料1－1のとおりである。

資料1－1 町防災会議組織図

第2 町防災会議の運営

町防災会議の運営は、中頓別町防災会議条例の定めによるところによる。

第2節 災害対策本部

町長は、区域内に災害時で必要があると認めるとき、災害対策基本法第23条及び中頓別町災害対策本部条例（昭和37年条例第19号、資料7－2）の規定に基づき、災害対策本部を設置し、強力に防災活動を推進するものとする。

資料7－2 中頓別町災害対策本部条例

第1 組織

災害対策本部の組織は、資料1－2のとおりである。

資料1－2 災害対策本部組織図

第2 災害対策本部の事務分担

災害対策本部の各班の事務分担は、資料1－3のとおりとする。

資料1－3 災害対策本部の事務分担

第3 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

1 設置

災害対策基本法第23条の2第1項の規定により、災害時又は事故発生時において、次の設置基準の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置する。

災害対策本部設置基準	
風水害	・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
雪害	・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき。 ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき。 ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき。 ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき。
大事故等	
航空災害	・航空機の墜落炎上等により大規模な航空事故による災害が発生したとき、又は発生が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
道路災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
危険物等災害	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模火災	・被害が大規模なとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
林野火災	・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき。 ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき。
大規模停電災害	・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき。
冷（湿）害	・各地で冷（湿）害被害が発生したとき。
地震災害	・町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・町内に地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。
その他	・上記以外の災害又は複数の災害が同時に発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

2 廃止

町長は災害の発生するおそれなくなったとき、もしくは災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を廃止する。

3 公表

本部を設置したときは、直ちにその旨を本部員並びに防災会議構成機関、宗谷総合振興局長、その他防災関係機関及び住民に対し電話、文書、防災無線、その他の方法で通知及び公表する。また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずる。

4 場所

本部設置の場所は役場庁舎とし、役場庁舎が災害により使用できない場合は、南宗谷消防組合中頓別支署を代替庁舎とする。

第4 標識

- 1 本部を設置したときは、役場正面玄関に表示板（資料1－4）を掲示するものとする。
- 2 本部長・副本部長・本部員・各班長及びその他の本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは腕章（資料1－4）を帯用するものとする。防災服又は、ビブを着用
- 3 災害時において非常活動に使用する自動車には、標旗（資料1－4）を付けるものとする。

資料1－4 表示板・腕章・標旗

第5 本部員会議

本部員会議は、本部長・副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

1 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が招集するものとする。
- (2) 災害の規模及び態様により、本部長は、職務遂行上特に必要と認めた本部員により会議を開催することができる。
- (3) 本部員が会議の招集を必要と認めたときは、総務対策部長にその旨申し出るものとする。

2 本部員会議の協議事項

本部員の協議事項は次のとおりとし、本部長が必要により召集する。

- (1) 本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。
- (2) 災害情報・被害情報の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。
- (3) 関係機関に対する応援の要請に関すること。
- (4) その他災害対策に関する重要な事項

3 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

第6 本部の配備体制

1 非常配備の基準

- (1) 本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制を取るものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備に関する基準により配備の体制を取ることができる。
- (2) 非常配備の種別・配備内容・配備時期等の基準は、次のとおりとし、配備の決定は本部長が行う。

2 非常配備体制

区分	配備の体制	配備の内容・任務		担当課
第1非常配備	1 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく気象に関する情報又は警報を受けたとき。 2 震度3の地震が発生したとき。 3 その他特に本部長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、又は災害が発生した場合に速やかに対処するための体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡	各課長等 総務課 総務グループ
第2非常配備	災害対策本部設置基準による。	災害応急対策に関係ある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	1 情報の収集 2 関係機関との連絡 3 応急措置の実施	各課長等 総務課全員
第3非常配備	1 広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において、本部長が当該非常配備を司令したとき。 2 予想されない重大な災害が発生したとき。 3 震度6弱以上の地震が発生したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。 5 特別警報を受けたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。	1 災害業務全般の実施	全職員

第7 本部各班の配備要員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

- 1 総務対策部長は、本部長の非常配備決定に基づき本部員及び各部長に対し、本部の設置及び非常配備の規模を通知するものとする。
- 2 上記の通知を受けた各部長は、直ちに所定の配備につくものとする。
- 3 各部長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。
- 4 各班においては、あらかじめ班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。
- 5 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

第8 非常配備体制の活動要領

1 非常配備体制下の活動

（1）第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- ア 総務対策部長は、気象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報の収受・伝達等を行う。
- イ 総務対策部長は、雨量・水位等に関する情報を関係先から収集する。
- ウ 関係各対策部長は、総務対策部からの情報に即応し、情報に対応する措置を検討すると

ともに、随時待機職員に必要な指示を行うものとする。

エ 第1非常配備につく職員は、状況により各部長において増減するものとする。

(2) 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

ア 本部の機能を円滑ならしめるため、必要に応じて本部員会議及び部長会議を開催する。

イ 各部長は、情報の収集伝達体制を強化する。

ウ 総務対策部長は、関係部長及び防災会議構成機関と連絡を密にして客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

エ 各対策部長は、災害の現況について、班長及び班員に周知するとともに所要の人員を非常配備につかせる。

オ 各対策部長は、装備、物資、資材、機器材等を点検して必要に応じて被災地又は被災予想地区へ配備する。

(3) 第3非常配備体制下の活動

ア 各対策部は、あらかじめ定められた所掌事務により、活動体制を整備し、災害応急対策に全力を傾注する。

イ 各対策部長は、活動状況を随時対策本部に報告する。

第3節 住民組織等の活用

応急活動を円滑かつ迅速に処理するために町において人力等に不足を生ずる場合は、自治会等に協力を要請するものとする。

第1 協力要請事項

各住民組織や団体に対する協力要請はおおむね次のとおりである。

- 1 災害時における住民、特に要配慮者の避難誘導、救出及び被災者に関すること。
- 2 災害情報の収集と本部との連絡に関すること。
- 3 避難場所内での炊出し、及び被災者の世話に関すること。
- 4 災害箇所の応急措置に関すること。
- 5 本部が行う物資等の輸送の手伝いに関すること。
- 6 その他救助活動に必要な事項で本部長が協力を求めた事項。

第4節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（地震に密接に関連するものを除く。）等の特別警報・警報・注意報並びに気象情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 気象業務組織

1 予報区と担当官署

- (1) 予報区は、予報及び警報・注意報の対象とする区域であり、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と全国予報区を11に分割した地方予報区、地方予報区を更に56に分割した府県予報区から成っている。北海道においては全域を対象とする北海道地方予報区（札幌管区気象台担当）と7つの府県予報区に分かれている。本町を担当する官署（府県予報区担当気象官署及び分担気象官署）は次のとおりである。

府県予報区名称	区域	担当官署
宗谷地方	宗谷総合振興局管内	稚内地方気象台

- (2) 府県天気予報及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は次のとおりである。

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
宗谷地方 (稚内地方気象台)	宗谷地方	宗谷北部	稚内市、豊富町、猿払村、幌延町
		利尻・礼文	礼文町、利尻町、利尻富士町
		宗谷南部	浜頓別町、中頓別町、枝幸町

※ 一次細分区域：府県天気予報を定款的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定する。なお、北海道において、オホーツク総合振興局管内は網走地方・北見地方・紋別地方、その他は総合振興局又は振興局単位の地方とする。

※ 二次細分区域：特別警報・警報・注意報の発表に用いる区域。市町村を原則とするが、一部市町村を分割して設定している場合がある

※ 市町村等をまとめた地域：二次細分区域ごとに発表する警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域。

注) 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）、及び消防法（昭和23年7月24日法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報の種類、発表基準、発表方法、伝達方法等は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

なお、道内では、平成26年9月11日に石狩・空知・胆振地方で大雨特別警報（土砂災害・浸水害）が発表されている。

現象の種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

※ 土砂崩れの特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 気象等に関する警報・注意報

(ア) 気象警報（発表基準については、資料3-2を参照）

種類	基準
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(イ) 気象注意報（発表基準については、資料3-2を参照）

種類	基準
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

種類	基準
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

オ 洪水警報及び注意報

種類	基準
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

※ 土砂崩れ及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)	住民が自ら行動を取る際の判断に参考となる情報			
				洪水に関する情報			土砂災害に関する情報 (下段：土砂災害の危険度分布)
				水位情報がある場合 (下段：国管理河川の洪水の危険度分布)	水位情報がない場合 (下段：洪水発生の危険度分布)	内水氾濫に関する情報	
5	災害発生又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)	氾濫発生情報 (危険度分布：黒 (氾濫している可能性))	大雨特別警報 (浸水害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	大雨特別警報 (土砂災害) 危険度分布：黒 (災害切迫)	
～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～							
4	災害のおそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 (令和3年の災害対策基本法改正以前の避難勧告のタイミングで発令)	氾濫危険情報 (危険度分布：紫 (氾濫危険水位超過相当))	危険度分布：紫 (危険)	土砂災害警戒情報 危険度分布：紫 (危険)	
3	災害のおそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※	高齢者等避難	氾濫警戒情報 (危険度分布：赤 (避難判断水位超過相当))	洪水警戒 危険度分布：赤 (警戒)	大雨警戒(土砂災害) 危険度分布：赤 (警戒)	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、 高潮注意報	氾濫注意情報 (危険度分布：黄 (氾濫注意水位超過))	危険度分布：黄 (注意)	危険度分布：黄 (注意)	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを 高める	早期注意情報				

町は、警戒レベル相当情報や、地震や日没の時刻、堤防や樋門等の施設に関する情報なども参考に、総合的な避難指示等の発令を判断する。

上段太字：危険性が高まるなど、特定の条件となった際に発表される情報（市町村に対し、関係機関からブッシュ型で提供される情報）

下段細字：常時、地図上での色表示などにより、状況が提供されている情報（市町村が自ら確認する必要がある情報）

※1）HP上に公表している国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）では、観測水位等から詳細（左右岸200m毎）の現況水位を推定し、その地点の堤防等の高さと比較することで警戒レベル2～5相当の危険度を表示。

※2）水位情報がないような中小河川における氾濫は、外水氾濫、内水氾濫のいずれによるものかの区別がつかない場合が多いため、これらをまとめて大雨特別警報（浸水害）の対象としている。

注）本資料では、気象庁が提供する「大雨警戒（土砂災害）の危険度分布」と都道府県が提供する「土砂災害危険度情報」をまとめて、「土砂災害の危険度分布」と呼ぶ。

(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

気象等に関する特別警報・警報・注意報は、次の系統図に基づき、電話、無線その他最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

ア 特別警報・警報・注意報は、通常の勤務時間中は総務課が、勤務時間外は警備会社が受理し、防災担当者に伝達する。

イ 特別警報・警報・注意報を受理した場合は、気象予警報等受理簿に記載し、直ちに総務課長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係課長に連絡するとともに(資料3-3)、関係機関、団体、学校及び住民に対して必要事項の周知徹底を図るものとする(資料1-5)。

ウ 夜間・休日において警備会社が気象予警報等を受けたときは、防災担当者に伝達し、防災担当者は気象予警報等受理票(様式1)に記載するとともに、次に掲げる通報については総務課長(不在のときは、総務課 総務グループ長)に連絡し指示を受けるとともに、気象予警報等受理票を総務課長に提出するものとする。

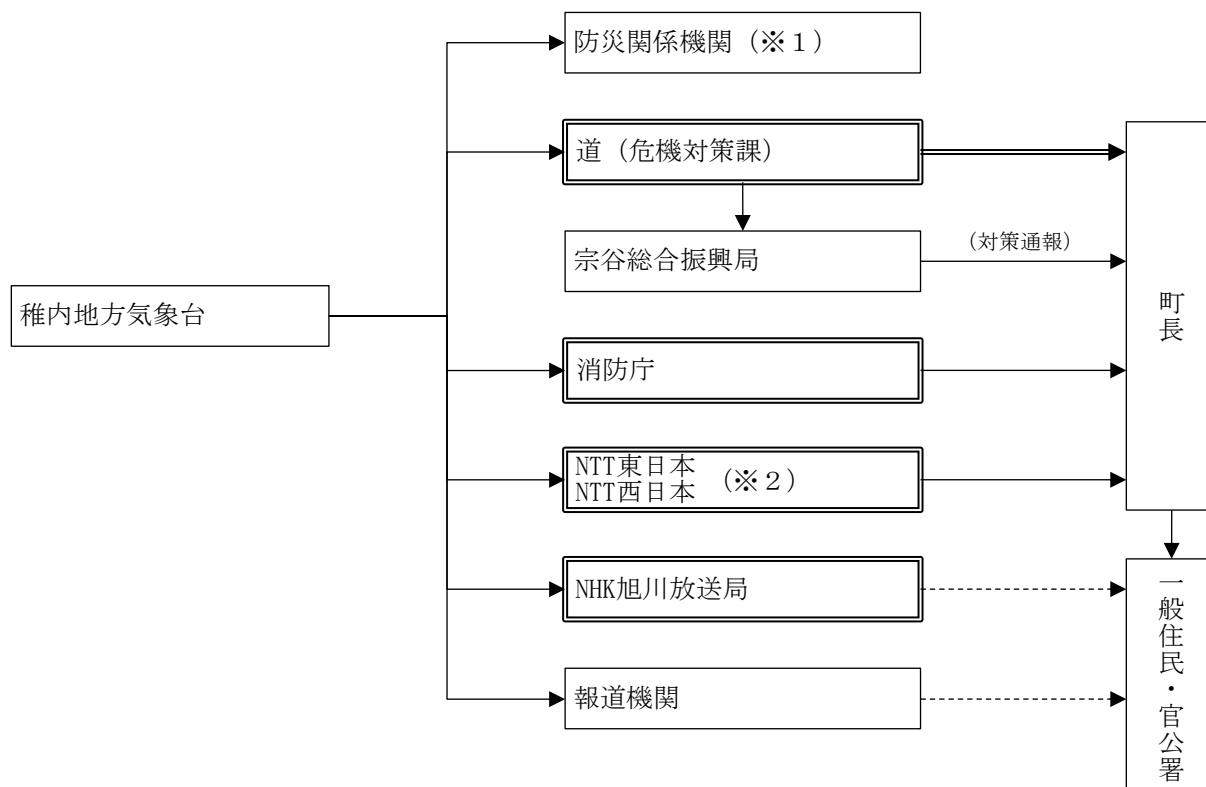
(ア) 特別警報

(イ) 警報

暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪

(ウ) その他特に重要と認められる各種注意報

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに総務課長(不在のときは、総務グループ長)に連絡し指示を受けるとともに、当直引継の際に気象予警報等受理票を総務課長に提出するものとする。



- ※注) (二重線) で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく気象等の特別警報・警報通知先法定伝達先
- (二重線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
- は、放送・無線
- (※1) 北海道開発局、陸上自衛隊北部方面総監部（情報部資料課）、北海道警察本部、北海道運輸局、北海道電力（株）等
- (※2) NTT東日本・西日本には、特別警報及び警報のみ伝達

資料1-5 関係機関等の連絡先一覧表
 資料3-2 警報・注意報発表基準一覧
 資料3-3 気象警報発令時等の伝達責任者及び周知責任者
 様式1 気象予警報等受理票

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種類	概要
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報、警報及び特別警報により代行する。

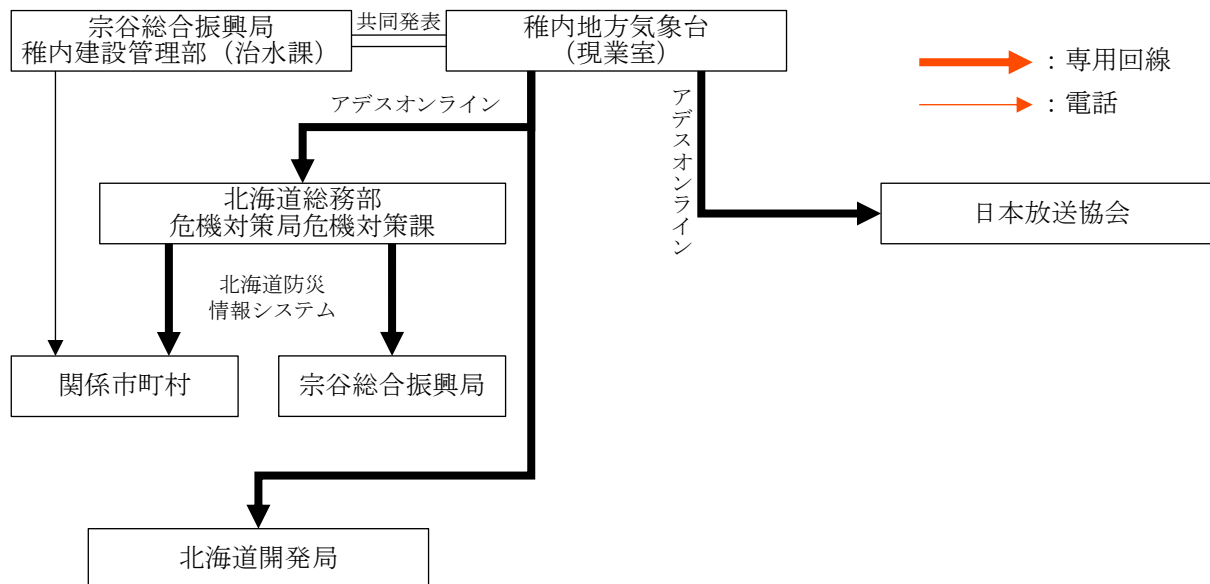
その種類は次のとおりであり、伝達は、次の系統により行う。

（１）種類

水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

(2) 伝達系統

伝達については、以下の系統図に基づいて実施する。



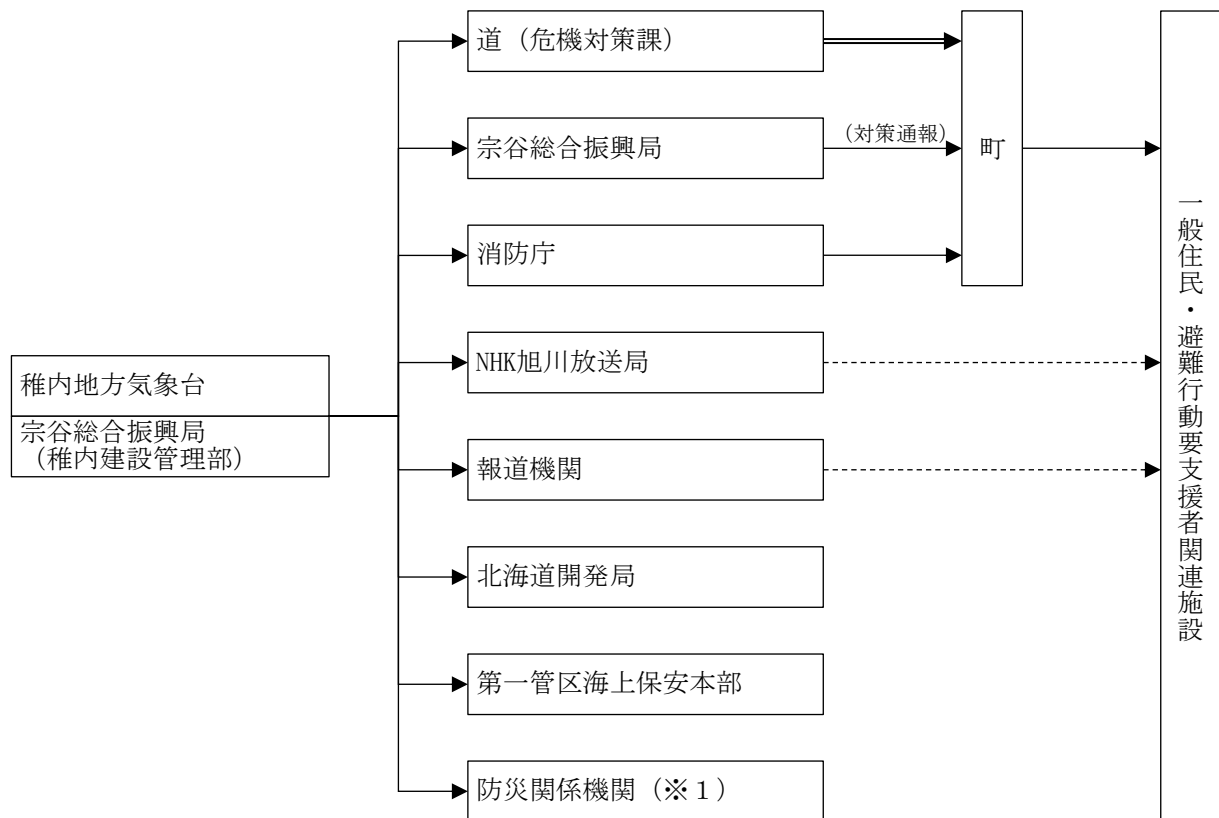
伝達先	伝達方法	担当部署
北海道総務部 危機対策局危機対策課	専用回線 (アデスオンライン)	稚内地方気象台
北海道開発局	専用回線 (アデスオンライン)	稚内地方気象台
宗谷総合振興局 地域創生部地域政策課	北海道防災情報システム	北海道総務部 危機対策局危機対策課
関係市町村		
日本放送協会	専用回線 (アデスオンライン)	稚内地方気象台

4 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、総合振興局又は振興局と気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる（<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>）。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。



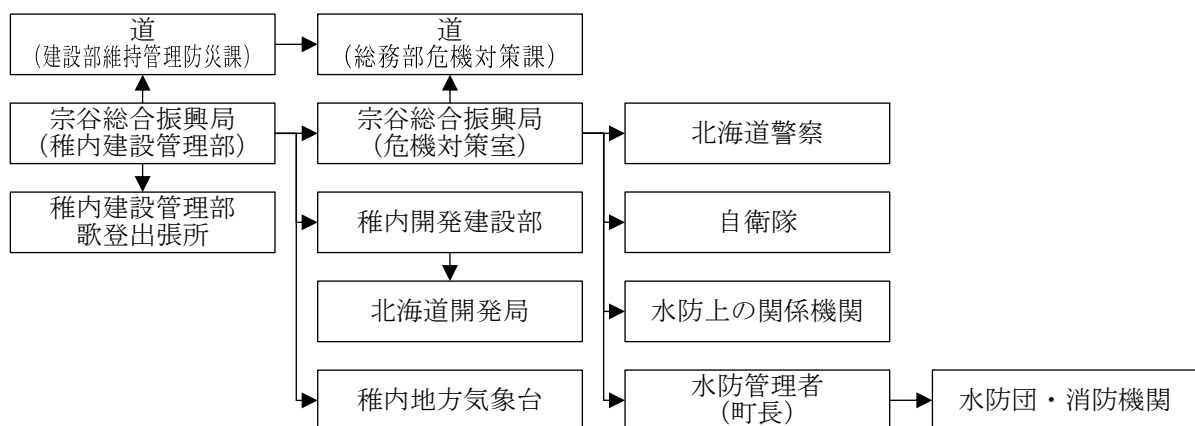
-----▶ は、放送

====▶ は、土砂災害防止法第27条の規定に基づき通知が義務づけられている伝達経路

(※1) 陸上自衛隊北部方面総監部 (情報部資料課)、北海道警察、北海道運輸局、北海道電力 (株) 等

5 水位情報の通知

水防法第13条第2項の規定により、知事が指定した水位周知河川の水位情報の通知は、次の伝達系統により行う。



6 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

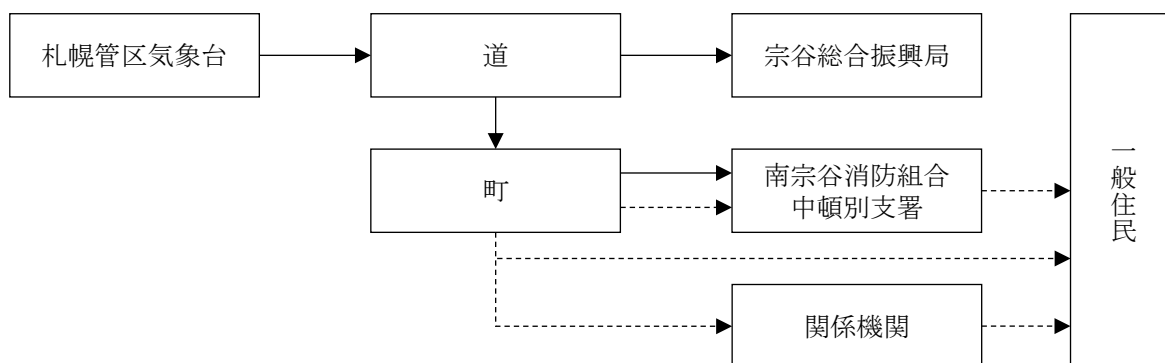
府県予報区担当官署及び分担気象官署が行う火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法（第22条）の規定に基づき、札幌管区気象台から道に通報するものとする。

通報を受けた道は、町に通報するものとし、町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災に関する警報を発することができる。

なお、火災気象通報は林野火災気象通報を兼ねるものとする。

（1）伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



※注）-----▶ は、町長が火災に関する警報を発した場合

（2）通報基準

通報基準は次のとおりである。

発表官署	通報基準
稚内地方気象台	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは、平均風速が13m/s以上と予想される場合。

7 気象情報等

（1）早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩地方など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（石狩・空知・後志地方など）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

（2）地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報。

（3）台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災

対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

土砂キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル（危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き（降水・雷・竜巻ナウキャスト）：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務（基本法第54条第1及び2項）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町長又は警察官に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 警察官等の通報（基本法第54条第3項）

異常現象発見者から通報をうけた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

3 町長の通報（基本法第54条第4項）

異常現象に関する通報を受けた町長は、次の気象官署に通報しなければならない。

あて先官署名	電話番号	地域
稚内地方気象台 稚内市開運2-2-1	稚内 (0162) 23-2678 (観測予報) 23-2679 (防災)	宗谷総合振興局地域管内

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものである。

町は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、町、道及び防災関係機関は、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び住民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、住民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施

が推進されるよう努める。

2 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、災害対応能力の向上を図るための防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- (4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- 3 インターネット等の活用
- 4 新聞、広報紙等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレットの配布
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画の概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（身を守るための備えや備蓄）・共助の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア （家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
 - (5) 応急手当・救命処置の方法
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校等教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、各種研修会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

訓練実施機関は、それぞれ災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

1 水防訓練

水防工法、樋門等の操作、水位・雨量観測、住民の動員、水防資材・器材の輸送、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

2 土砂災害に係る避難訓練

3 消防訓練

消防機関の出動、隣接市町村の応援要請、避難・立退き、救出救助・消火の指揮系統の確立、広報・情報連絡などを折り込んだ訓練を実施する。

4 救難救助訓練

5 情報通信訓練

6 非常招集訓練

災害対策本部各班員・消防機関の招集訓練を行う。

7 総合訓練

あらゆる災害を想定してこれらの訓練を包含した総合訓練を実施する。

8 防災図上訓練

9 避難場所開設訓練（冬期間）

10 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組機、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町及び関係機関は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

- 1 町は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く。）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

〔備蓄品の例〕

食料……………米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水……………ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品……………マスク、消毒液

燃料……………ガソリン、灯油

その他……………トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

また、町長は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

- 2 町は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、住民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を行う。
- 3 町は、避難場所内における感染症対策として、マスクや消毒液等の備蓄に努める。

第2 防災資機材の整備

町及び関係機関は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、町は、非常用発電機の整備のほか積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具・燃料等の整備に努めるとともに、住民や事業者に対し、停電時の電源確保に向けた備えに努めるよう啓発を行う。

第3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

資料9-4 道の駅「ピンネシリ」における防災機能強化に供する用地に関する協定書

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルの策定に努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

資料9-12 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

2 南宗谷消防組合中頓別支署

道内の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

資料9-16 北海道広域消防相互応援協定

3 防災関係機関等

あらかじめ、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。
- (5) 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、町防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、「自分達の地域は自分達で守る」という精神の下に地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

第2 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている一定の事業所については、消防関係法令の周知徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所についても、自主的な防災組織の設置など育成を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第3 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携の下に活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう、行政区、学校区、住民組織等を単位として組織を編成する。
- 2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

第4 組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、組織内の役割分担を明確化することと合わせて規模の大小、地域の実情に応じて編成させる。

最も基本的な組織編成として、次のような班編成を普及させる。

自主防災組織の編成例



第5 自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の活動

自主防災組織の活動に当たっては、次の事項に即して活動を促進させる。

班	平常時の活動	災害時の活動
情報班	1 情報の収集、伝達方法の立案 2 町、防災関係機関や隣接町内会との連絡方法の確立	1 各世帯による情報班への被害情報報告 2 情報の集約と町への報告 3 隣接町内会との情報交換 4 重要情報の各世帯への広報 5 町への地域住民の安否、入院先、疎開先の情報提供 6 ボランティアに対する被害者ニーズの把握
消火班	1 火災予防の啓発 2 延焼危険地区、消防水利等の把握	1 各自家庭における火の始末 2 初期消火の実施 3 延焼の場合は消火班出動
救出救護班	1 救出用資機材の整備計画の立案 2 建設業者等への重機の事前協力要請 3 各世帯への救急医療品の保有指導 4 応急手当講習会の実施 5 負傷者収容についての医療機関との協議	1 初期救出の実施 2 建設業者への応援要請 3 軽傷者は各世帯で処置 4 重傷者等の医療機関への輸送
避難誘導班	1 避難対象区域の把握 2 避難路の決定と周知 3 自力で避難困難な者のリストアップ	1 避難路の安全確認 2 避難者の誘導（組織的避難の実施） 3 自力で避難困難な者の担架搬送（介添え）
給食給水班	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の確保 3 炊き出し、配分計画の立案	1 飲料水確保 2 炊き出しの実施 3 飲料水、食料等の公平配分

2 自主防災組織の訓練

災害が発生したとき、人々が適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

3 防災マニュアルの作成

地区ごとに地区の実状に合った防災マニュアルの作成を図るものとする。

第6 自主防災組織の育成指導

町長は、防災思想の普及とともに自主防災組織の普及啓発のため、地域住民組織等への働きかけを行い、組織化及び組織の育成指導を図る。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所、指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導体制の構築

- 1 町は、大規模火災等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所への移動を、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 稚内保健所（浜頓別支所）は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、総務課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、総務課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は、災害による公共交通機関の運行停止時における観光客を含む帰宅困難者に対する避難場所の周知・誘導等の避難対策の構築に努めるものとする。

- 9 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、観光地や昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不适当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

基準		異常な現象	がけ崩れ 土石流 地すべり	大規模な火事	洪水	内水はん濫 (※1)	地震
管理の基準		居住者等に開放され、居住者等受入れ用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、転倒、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの ※ 下記a2の場合、居住者等受入れ用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる					
施設の構造 の基準 又は 立地の基準	構造 (A) 施設の基準が複数ある場合は、その全てを満たすこと	異常な現象による水圧、波力、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造耐力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの(a1)	想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入れ用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入れ用部分までの避難上有効な階段等の経路がある(a2)		施設が地震に対して安全な構造のものととして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※2)に適合するもの(a3)		
	立地 (B)		安全区域内(人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内)にある				当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物・工作物等がない

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

- 2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

資料5-1 避難場所等一覧

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、災害時に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

条件	内容
規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害時において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害時において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
 - (4) 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めていること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。
 - (3) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (4) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、冬期間の災害発生を想定し、暖房設備及び燃料等の整備等を進めるものとするほか、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
 - (5) 町は、指定管理施設や民間の施設が指定避難所となっている場合には、施設管理者との

間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとし、当該通知を受けた知事は、その旨を内閣総理大臣に報告する。

資料5-1 避難場所等一覧

第4 指定緊急避難場所、指定避難所の住民への周知

町は、次の事項について、ハザードマップやホームページ、出前講座により、住民の避難に関する知識の周知徹底を図る。

- 1 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地及び避難経路
- 2 平常時における避難のための知識
- 3 避難時における知識
- 4 避難後の心得

第5 町における避難計画の策定等

1 避難に関する情報の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 避難場所への経路及び誘導方法（観光地などについては、観光入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- (5) 避難場所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 冷暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 避難場所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 住民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等による周知
 - イ 緊急速報メールによる周知
 - ウ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）による周知
 - エ 避難誘導者による現地広報
 - オ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難場所への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難場所における入所者登録などの重要性について、避難場所担当職員や管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第6 防災上重要な施設の管理等

- 1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。
 - (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - (2) 経路
 - (3) 移送の方法
 - (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
 - (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
 - (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法
- 2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第7 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難場所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、総務課や保健福祉課をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を積極的に検討する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 町防災計画の策定

町は、名簿情報及び個別避難計画情報の取扱いや個別避難計画の作成・活用方針等を整理し、そのうち、重要事項を町防災計画に定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報提供

町は、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものについて、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者の心身の状況や生活実態の変化の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(4) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

- ア 要介護3以上の認定を受けている者
- イ 重度の障害者

ウ 本人等から申し出のあった妊婦及び出産後2か月に達した月末までの産婦

エ 上記以外で町長が必要と認めた者

(5) 避難行動要支援者名簿情報

町は、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

町は、名簿情報の提供について条例による特別の定めがある場合又は平常時から名簿情報を提供することに避難行動要支援者の同意を得られた場合に、消防機関、北海道警察、民生委員、地域医師会、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、町社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿情報を提供する。

(7) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

(8) 名簿の更新

町は、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(9) 名簿提供における情報の管理

町は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。

エ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。

オ 避難行動要支援者名簿の提出先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。

(10) 緊急連絡体制の整備

町は、地域ぐるみの協力の下に、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

(11) 避難体制の確立

ア 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

イ 町は、要支援者が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

ウ 町は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

エ 町は、指定避難所の指定に当たっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせて、利便性や安全性を十分配慮するとともに、地域の実情に応じた防災知識等の普及・啓発等に努めるものとする。

(12) 個別計画の策定

町は、総務課、保健福祉課、政策経営課といった防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(13) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供

町は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、町防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(14) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、災害時にどのように避難支援等を実施するかを計画し、避難支援等関係者に事前に人数やおおよその居住地を連絡するなどして備え、災害時には事前に計画した内容に基づき避難支援等関係者等に名簿情報を提供し、避難支援等を実施する。

(15) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(16) 福祉避難所の指定

町は、老人福祉施設、障害者支援施設等の施設、保健センター等の施設や指定一般避難所

の一部のスペースを活用し、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮に努めるものとする。

資料5-1 避難場所等一覧

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における南宗谷消防組合中頓別支署等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 援助活動

町及び道は、避難行動要支援者の早期発見等に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応

じた適切な援助活動を行う。

1 町の対策

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は、災害発生後、直ちに把握している避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認に努める。

(2) 指定避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 指定避難所への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、近隣市町村等へ応援を要請する。

第3 外国人に対する対策

町及び道は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

1 多言語による広報の充実

2 避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化

3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施

4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 町防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速かつ的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ町防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、町防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、携帯電話の電源確保や衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等の無線通信システムの運用管理を図るとともに、IP通信網、携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、道、国、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。
- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。
- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法の確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。

- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ることとする。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、北海道総合通信局と事前の調整を実施することとする。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。
- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

なお、その場合において、様々な災害に対応できるよう、複数箇所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生を防ぐため、住宅・建築物等の耐震化及び老朽化対策を講じる。

第2 がけ地に近接する建築物の防災対策

- 1 町及び道は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、各種制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。
- 2 町、道及び国は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。また、町、道及び国は、滑動崩落のおそれが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

第10節 消防計画

この計画は、強風、異常乾燥及び地震等による大規模な火災又は爆発が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が十分にその機能を発揮するための組織及び運営等を定めるものである。

第1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配備の状況

消防機関の組織及び消防職（団）員の配備の状況については、資料2-1のとおりである。

資料2-1 消防機関の組織及び消防職（団）員の配備の状況

第2 消防設備

消防設備については、資料2-2のとおりである。

資料2-2 消防設備

第3 中頓別支署・中頓別消防団・各分団消防機械器具配置状況

中頓別支署・中頓別消防団・各分団消防機械器具配置状況については、資料2-3のとおりである。

資料2-3 中頓別支署・中頓別消防団・各分団消防機械器具配置状況

第4 火災予防

火災を未然に防止するため、次に定める計画を実施し、防火思想の普及を推進する。

1 行事等による防火思想の普及

火災の防火運動を春、秋の年2回実施し、防火チラシとポスターの配布、講習会等により、住宅用火災警報器設置による防火対策の強化及び火災危険区域等に係る防火思想の普及を図る。

2 防火管理者の育成と防火体制の強化

消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定による防火管理者制度の完全実施を図り講習会、研修会を通じ防火知識及び技術の向上を図るとともに、防火対象物の管理体制の強化を図る。

3 予防査察

特殊防火対象物、危険物貯蔵所及び一般家庭の予防査察を計画的に実施し、火災の未然防止を図る。

4 建築確認の同意

消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

第5 招集計画

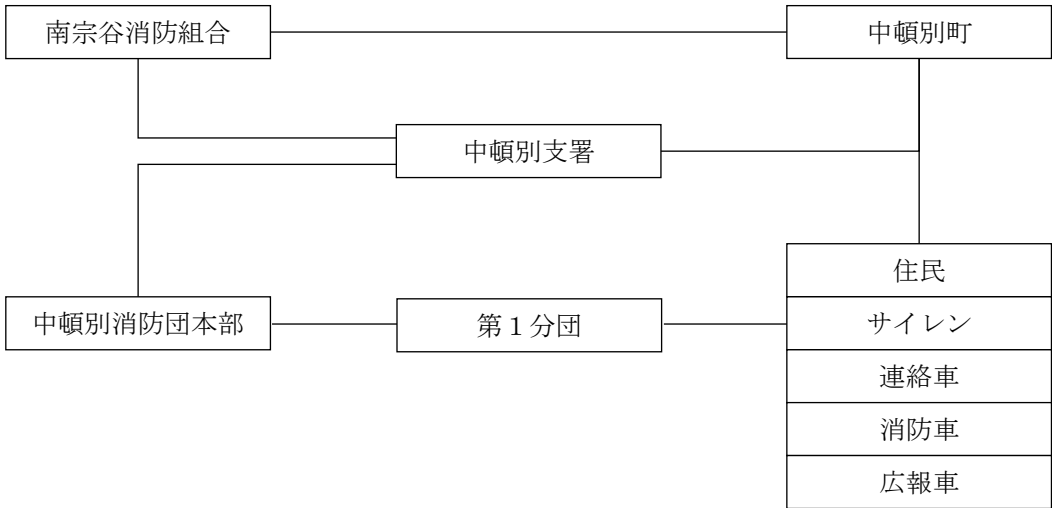
支署長及び団長は、火災及びその他の災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、その他警戒警備等のために必要があるときは消防職員、消防団員の招集を行う。

1 招集の区分

第1招集 消防職員、消防団員の全部を招集する場合
消防用サイレン吹鳴によって招集する。

第2招集 消防職員、消防団員の一部を招集する場合
電話、口頭により招集する。

(1) 災害予報警報



(2) サイレン吹鳴

近火出動	3秒	2秒	3秒	2秒	5分間連続吹鳴
出場、応援信号	5秒	6秒	5秒		5分間連続吹鳴

2 参集の指定

消防職員及び消防団員は、1の招集を受けたとき、又は火災等のあることを認知したときは、あらかじめ指定された署所に速やかに参集するものとする。

第6 出動計画

消防団の出動は、火災、警報、救助、水防及び応援出動とし、地域の特殊性防火対象物の種類又は異常気象時を考慮し、あらかじめ出動計画をたて、団の出動並びに運用の適正を図るものとする。

1 火災出動

火災を覚知したとき。ただし、状況により消防支署で十分であると判断したときは、この出動を縮小できる。

2 警戒出動

警戒出動は、火災とまぎらわしい事態を発見又は受報したときに、消防支署長の指令により現場に出動する。

3 救助出動

救助出動は、火災その他の災害により、人命の救出・救助を必要とするときは、消防支署長の指令によって救助隊を編成し出動する。

4 水防出動

水防出動は、台風又は集中豪雨により水害が発生又は発生が予想されるときは、消防支署長の指令によって出動する。

5 応援出動

中頓別町以外の市町村又は消防組合への応援出動は別に定める。

第7 隣接市町村（組合）消防相互応援計画

町で発生した火災・その他の災害を鎮圧するため隣接市町村から応援を必要とする時は、北海道広域消防相互応援協定に基づき出動を要請する。

資料9-16 北海道広域消防相互応援協定

第8 救助計画

別に定める救助業務実施規定に基づき、救助・救急体制の強化と救助及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに、警察、医師会との連携を図り、救助・活動の万全を期する。

第9 消防団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の錬成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

第10 消防団員の確保

町は、地域防災力、水防力の維持・強化には地域住民や事業所による消防団活動の理解と活動への参加など、加入促進を図るものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

1 重要水防箇所

災害が予想される重要水防箇所は、資料4－1のとおりである。

資料4－1 重要水防箇所

第2 予防対策

町は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

なお、融雪出水に係る水害の予防対策は、本章第14節「融雪災害予防計画」による。

- 1 洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、樋門や樋管等の管理を行い、流水の正常な機能を維持するため、河川改修事業等の治水事業を推進するものとする。

また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川の管理に万全を期するとともに、必要に応じて水防拠点を整備するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

- 2 下水道の浸水被害軽減を図るため、洪水ハザードマップより浸水被害想定区域を勘案し、排水ポンプ場や雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進するものとする。
- 3 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- 4 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置については、以下のとおりである。
 - （1）水位情報等の伝達は、防災無線、テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール、広報車等により行うほか、自治会、警察、消防機関等からも伝達を実施する。
 - （2）指定緊急避難場所や指定避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項については、洪水浸水想定区域ごとに洪水ハザードマップにおいて定め、住民配付等によって周知を行う。
 - （3）防災訓練については、本章第2節「防災訓練計画」に準じて実施する。
 - （4）利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配

慮を要する者が利用する施設)については資料5-2のとおりである。

資料5-2 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧

第3 水防計画

洪水その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画の定めるところによる。

1 水防の責務

水防法（昭和24年法律第193号）に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 町の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分果たす責務を有する。

(2) 道（宗谷総合振興局・稚内建設管理部）の責務

ア 道は、町が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ 知事（宗谷総合振興局長）は、水防活動用の注意報・警報の通知を受けた場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

(3) 気象庁（稚内地方気象台）の責務

気象庁（稚内地方気象台長）は、洪水により災害が起こる恐れがある場合に水防活動用の注意報及び警報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる注意報及び警報により代行する。

ア 水防活動用の注意報・警報の種類は、次のとおりである。

水防活動用気象警報	大雨特別警報
	大雨警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報

イ 水防活動用の注意報及び警報の伝達系統は、第3章第4節第2の1内「気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達系統図」によるものとする。

(4) 居住者等の義務

町の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、町長、消防機関の長（消防長）から、水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織

町は、洪水その他による水災が発生し、又は発生するおそれがあるときは、中頓別町災害対策本部条例の定めるところに準じ、水防に関する事務を処理するため水防本部を組織するものとし、水防事務の総括は総務対策部で行うものとする。

なお、町に災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部で行うものとする。

3 雨量、水位観測所

町の区域内に設置された雨量観測所は、資料3－4のとおりであるが、迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があるときは、稚内建設管理部、稚内地方気象台（雨量）と連絡をとり、その状況を把握しておくものとする。

資料3－4 雨量観測所・水位観測所

4 民間等から調達可能な水防資器材

民間等から調達可能な水防資器材については、資料6－1のとおりである。

資料6－1 民間等から調達可能な水防資器材

5 非常監視及び警戒

町長は、非常配備を指令したときは、町内の災害危険箇所を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに宗谷総合振興局長及び河川管理者に報告するものとする。

監視警戒に当たり、特に注意すべき事項は次のとおりである。

- (1) 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- (2) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- (3) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (4) 堤防から水があふれている状況
- (5) （排・取）水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締り具合
- (6) 橋梁その他の構築物と取付部分の異常

6 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

7 水防信号

水防に要する信号は、次によるものとする。

- (1) 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- (5) 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	●休止 ●休止 ●休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ●－休止 ●－休止 ●－休止
第2信号	●－●－● ●－●－●	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒

		●－休止－ ●－休止－ ●－休止－ ●－休止
第3信号	●－●－●－● ●－●－●－●	約 10秒 6秒 10秒 6秒 10秒 6秒 10秒 6秒 ●－休止－ ●－休止－ ●－休止－ ●－休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 ●－休止－ ●－

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン信号を併用することも防げない。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

8 水防報告

(1) 町長は次に定める事態が発生したときは、速やかに宗谷総合振興局に報告するものとする。

- ア 消防機関を出動させたいとき。
 イ 他の水防管理団体に応援を要求したいとき。
 ウ その他必要と認められる事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

町長は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに水防活動実施報告書(様式2)を翌月5日までに宗谷総合振興局長に2部提出するものとする。

様式2 水防活動実施報告書

第12節 風害予防計画

風による公共施設、農耕地、農作物の災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町及び施設管理者は、次のとおり予防対策を実施するものとする。

- 1 学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。
- 2 家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

雪害に対処するための予防対策及び応急対策は、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、本計画の定めるところにより実施するものとする。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨て場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮すること。
- 10 暴風雪時における道路管理体制の強化を図ること。

第2 予防対策

1 除雪路線の実施分担

- (1) 国道の除雪は、稚内開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、稚内建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。

2 除雪作業の基準

町が管理する道路で、冬期間除雪を行い、交通を確保する除雪作業の基準は、次のとおりとする。

国道・道道については、各道路管理者の基準により交通の確保を行う。

(1) 早朝除雪

ア 通学・通園・スクールバス路線の常時開通を図る。

出動基準 降雪深10cm以上

イ 公共施設の通じる路線の常時開通を図る。

出動基準 降雪深10cm以上

ウ 集乳道の常時開通を図る。

出動基準 降雪深10cm以上

(2) 昼間除雪

ア 地域の幹線道路で住民生活路線の常時開通を図る。

出動基準 降雪深10cm以上

(3) 夜間除雪

町道においては、夜間除雪は原則として行わない。

(4) 異常降雪時における除雪

交通量・消防対策等を十分考慮し、主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

3 排雪

道路管理者は、排雪に伴う雪捨て場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

雪捨て場は、交通の支障のない場所を選定すること。やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の退避所を設けるなど交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

河川敷地等を利用して雪捨て場を設定する場合は、河川管理者と十分協議の上、決定するものとし、投下の際には溢水災害の防止に努めなければならない。

4 なだれ防止対策

住民に被害を及ぼすおそれのある、なだれの発生が予想される箇所を地域住民に周知させるため、関係機関は、自己の業務所管区域内のなだれの発生が予想される箇所に、標示板による標示を行う等の措置を講ずるものとする。

5 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話（株）旭川支店は、雪害により電気通信に支障をきたさないよう必要な措置を講ずるものとする。

6 電力施設の雪害防止対策

北海道電力ネットワーク（株）は、着氷雪、風圧及び荷重に耐える設備の増強を図り、雪害により送電に支障をきたさないよう努めるものとする。

7 警戒体制

各関係機関は、稚内地方気象台の発表する気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等や現地指定観測所の情報等を勘案し、必要と認める場合は、それぞれの定める体制に入るものとする。

8 住民への啓発

防災関係機関と連携・協力して雪害による被害防止に関する情報をSNS等を活用し、住民に対し周知・啓発することに努めるものとする。

第14節 融雪災害予防計画

融雪災害に対処するための予防対策及び応急対策は、防災関係機関が相互に連携し、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じて、次に定めるところにより実施するものとする。

第1 町の体制

町は、融雪災害対策を積極的に実施するため、所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- 3 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること。
- 7 水防資器材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割デー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第2 予防対策

1 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期においては、気象台その他関係機関と緊密な連絡をとり、地域内の積雪状況を把握するとともに、低気圧の発生及び経路の状況又は降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防区域及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町及び消防機関は、住民の協力を得て既住の被害箇所、その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、なだれ、積雪、捨雪及び結氷等により河道・導水路等が著しく狭められ被害発生が予想される場合は、融雪出水前に河道・導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い、流下断面の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

道路管理者は、なだれ・積雪・結氷・滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれのあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資器材の整備・点検

町長及び河川管理者（町長）は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資器材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資器材手持ち業者等とも十分な打合せを行い、資器材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者、農業用水路管理者は、融雪水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第15節 土砂災害の予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

本町における土砂災害（特別）警戒区域及び山地災害危険地区については、資料4-2、資料4-3のとおりである。

資料4-2	土砂災害（特別）警戒区域
資料4-3	山地災害危険地区

第2 土砂災害（特別）警戒区域等の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害（特別）警戒区域等の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。

1 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害（特別）警戒区域等の近隣の地域住民からの通報が重要となる。このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

2 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
大雨警報（土砂災害）	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 避難に関する情報の発令判断
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 避難場所の開設準備 (4) 避難に関する情報の発令判断
土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合	(1) 自主避難の広報 (2) 避難に関する情報の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備

第3 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

1 土砂災害警戒情報の概要

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった場合に、町長が住民等への災害応急対応を適時適切に行うことや住民の自主避難

の判断等の参考となるよう、宗谷総合振興局稚内建設管理部と稚内地方気象台が共同で発表する情報である。

なお、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象としていない。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次のいずれかに該当する場合に、宗谷総合振興局稚内建設管理部と稚内地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

ア 大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

(2) 解除基準

ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合

イ 無降雨状態が長時間続いている場合

3 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民及び関係機関に伝達する。

第4 避難に関する情報の発令基準

避難に関する情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報等の気象情報を参考にするほか、住民からの通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

第5 要配慮者への支援

土砂災害（特別）警戒区域内の避難行動要支援者を含む要配慮者の支援については、本章第7節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」に定めるところによる。

また、土砂災害危険箇所内に存在する要配慮者利用施設の管理者に対して、電話・FAX等により土砂災害警戒情報や避難に関する情報等を確実に伝達する。

第6 防災意識の向上

土砂災害（特別）警戒区域や土砂災害の前兆現象、平時からの備え、その他、避難場所や避難情報等の入手方法などを記載したハザードマップを作成し、町民の土砂災害に対する知識等の向上を図る。特に、土砂災害（特別）警戒区域内の住民が自ら適切な避難行動を起こすための意識づくりが必要である。

第7 形態別予防計画

1 地すべり・がけ崩れ予防

町は、道及び防災関係機関と連携の下、住民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事、治山事業等を推進する。

2 土石流予防計画

町は、道及び防災関係機関と連携の下、住民に対し、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、砂防・治山事業を推進する。

第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと。
- 2 災害時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、町、道、北海道開発局等道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、町道、道道、一般国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想され

るため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

2 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが予想される。町は、孤立が予想される集落のヘリポート確保を促進するとともに、除雪体制の強化を図る。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における指定避難所、避難路の確保に努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第17節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

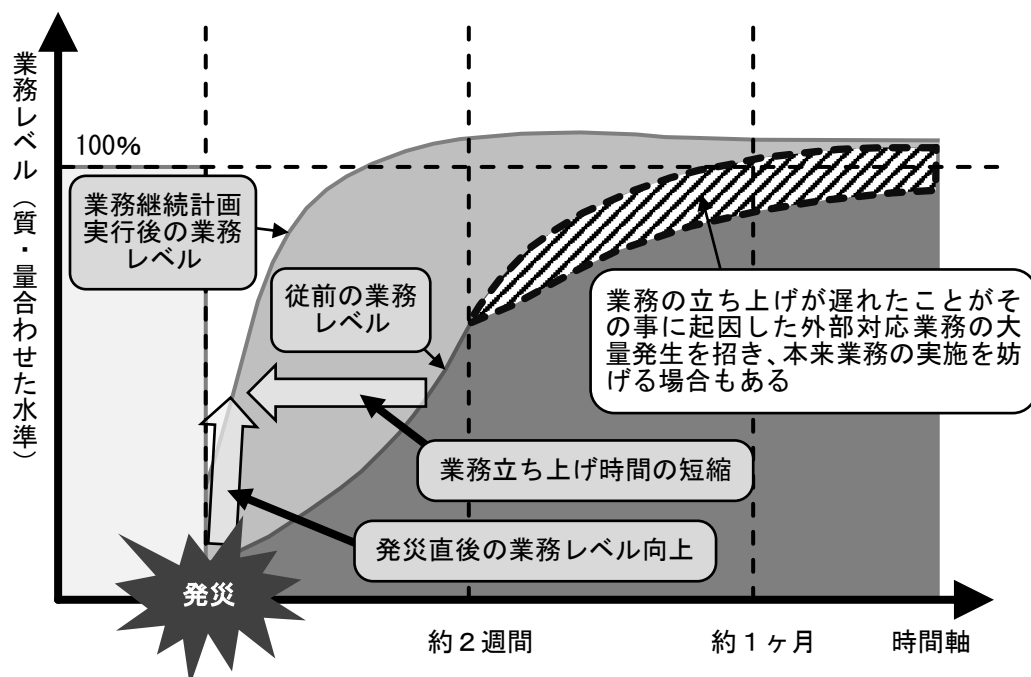
- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における住民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第18節 業務継続計画の策定

町は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定等により、業務継続性の確保を図るものとし、事業者は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、

災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時や非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

また、中頓別町商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市町村等と連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するため、太陽光発電システムや自家発電装置、情報通信設備など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害時に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 職員の動員計画

災害の発生が予想される場合又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員の動員については、次に定めるところによる。

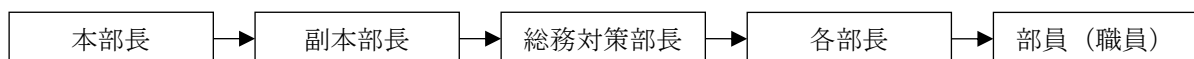
第1 本部職員等に対する伝達方法

1 平常勤務時の伝達方法

本部設置基準に基づき、本部が設置された場合、本部長の指示により総務対策部長は各部長に対し、庁内放送・防災無線・電話等により第1非常配備あるいは第2非常配備、更に緊急事態に備えて、本部全職員を待機させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡をして指揮監督を行い、災害情報の収拾・伝達・調査・その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

伝達系統図（庁内放送又は電話）



2 休日又は退庁後の伝達

（1）警備会社による非常伝達

警備会社は、次の情報を受信したときは、総務対策部長に連絡して必要な指示を仰ぎ必要な措置を講ずる。

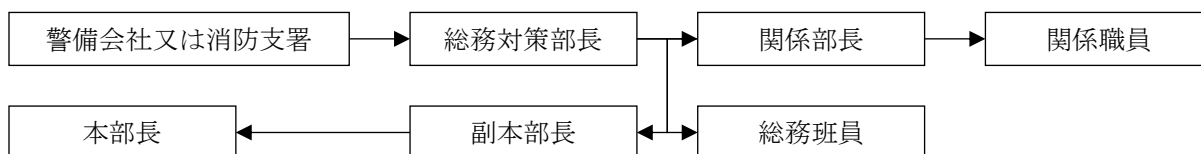
ア 気象情報等が関係機関から通報されたとき。

イ 災害が発生若しくは発生するおそれのある異常現象の通報があったとき。

(2) 消防支署からの非常伝達

消防支署に同様の通報があった場合は、総務対策部長に連絡して必要な指示を受け、必要に応じて関係部長に通知するものとする。

警備会社・消防支署による伝達系統図



(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外・休日等に登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の情報により所属長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

第2 配備体制確立の報告

本部長の指示に基づき、各部長は所管にかかわる配備体制を整えたときは、直ちに総務対策部長を通じて本部長に報告するものとする。

第3 現場連絡員

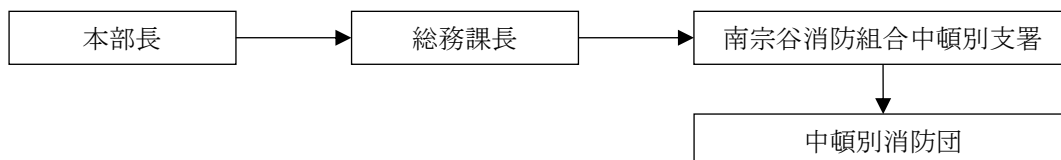
現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員を置く。

現場連絡員は、所属部長に連絡し、指示を受け現場での指揮監督を行うものとする。

第4 消防機関に対する伝達

本部が設置された場合、その配備体制についての消防機関への伝達は、次の伝達系統により行うものとする。

消防機関への伝達方法



第2節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画に定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

1 町の災害情報等収集及び連絡

- (1) 町長は、災害時には、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況を宗谷総合振興局長に報告するものとする。

なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。

- (2) 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

2 災害等の内容及び通報の時期

- (1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

- ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- イ 災害対策本部等の設置・・・・・・・・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

- (2) 町の通報

- ア 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。
- イ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

3 被害状況報告

災害が発生した場合、町長及び宗谷総合振興局長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」（資料8-1）に基づき知事に報告するものとし、知事は、「災害報告取扱要領」及び「火災・

災害等即報要領」に基づき国（消防庁経由）に報告するものとする。

ただし、町長は消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする（資料8－2）。なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

また、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

資料8－1	災害情報等報告取扱要領
資料8－2	消防庁への直接即報基準

4 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

被害状況等の報告【消防庁報告先（通常時）】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	6-90-49013	6-90-49102
	FAX	6-90-49033	6-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

被害状況等の報告【消防庁報告先（消防庁災害対策本部設置時）】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班（消防防災・危機管理センター内）
NTT回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 （注1）	電話	6-90-49175
	FAX	6-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

（注1）消防庁と都道府県をつなぐネットワーク。

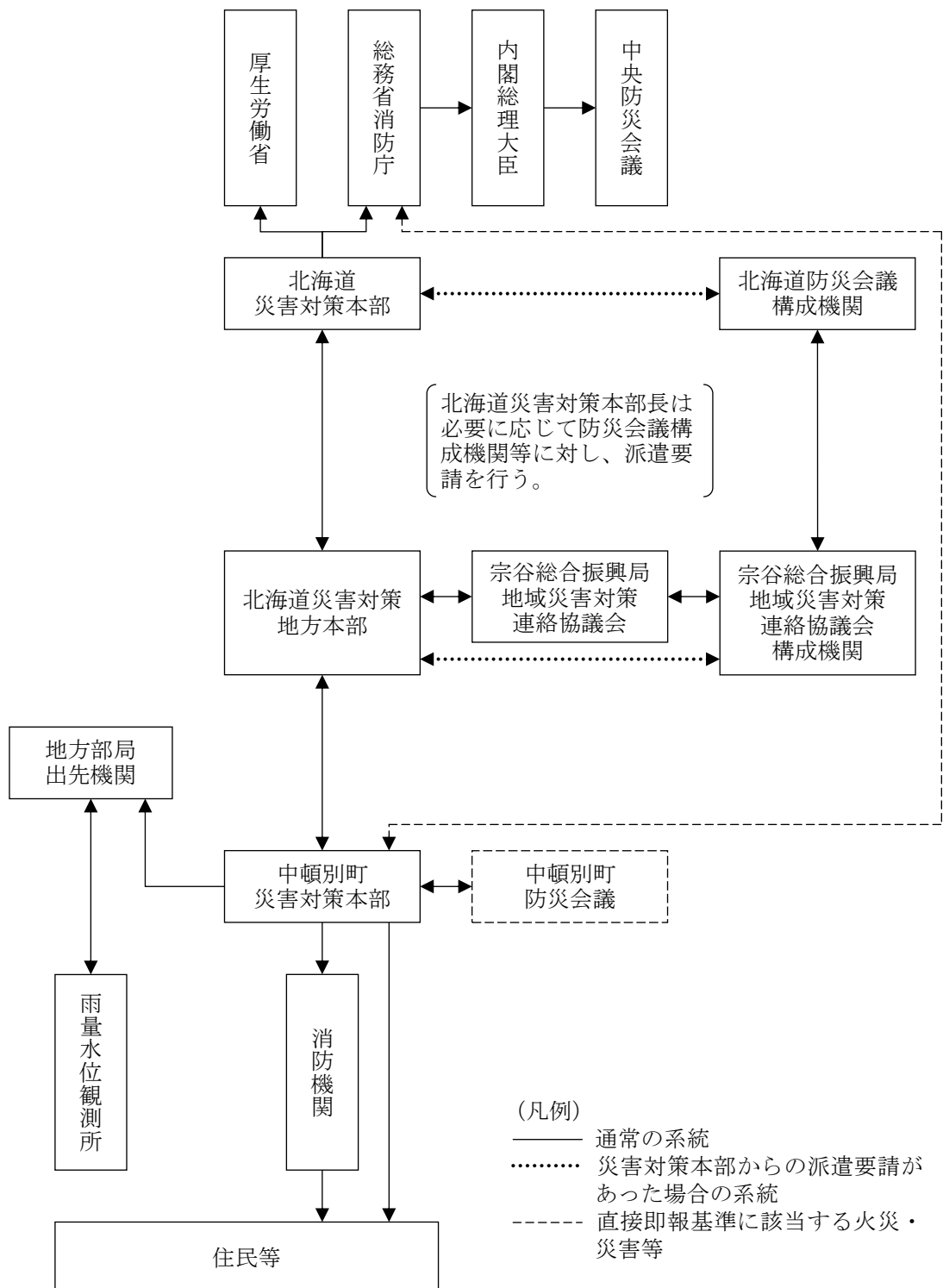
（注2）消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワーク。

被害状況等の報告【北海道・宗谷総合振興局報告先】

区分 回線	北海道総務部 危機対策局危機対策課	宗谷総合振興局 地域創生部地域政策課
NTT回線	011-204-5008 011-231-4314 (FAX)	0162-33-2526 0162-33-2644 (FAX)
北海道総合行政情報 ネットワーク (道防災無線)	市町村、道出先機関は衛星専用電 話機より 6-210-22-569 6-210-22-599 (FAX)	市町村、道出先機関は衛星専用電話機 より 6-510-2191 6-510-4893 (FAX)

(注) 北海道総合行政情報ネットワークの衛星専用電話は、全ての市町村と道出先機関の一部に設置されている。

5 災害情報等連絡系統図



第3節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び伝達並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための通信施設、系統及び通信途絶時における措置については、次のとおりとする。

第1 災害通信の連絡方法

本町から道（宗谷総合振興局）への通信手段は、次のとおりである。

1 宗谷総合振興局を通じて道（危機対策課）に対する連絡方法

- (1) 東日本電信電話（株）の一般加入電話利用
- (2) 北海道防災行政無線

2 町災害対策本部から宗谷総合振興局に対する連絡方法

- (1) 東日本電信電話（株）の一般加入電話利用
- (2) 北海道防災行政無線

3 関係機関との連絡方法

機関名		連絡方法
町	消防本部（消防署）	一般加入電話
町	警察	一般加入電話
町	消防団	一般加入電話
町	自主防災組織（住民）	一般加入電話、サイレン遠隔吹鳴装置

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

第1における、通信設備等が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話や防災関係機関により設置されている衛星通信電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

資料6-2	災害時優先電話設置状況
資料9-23	「道の駅災害対策用衛星通信電話」に関する覚書

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
 なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番無し）をダイヤルしNTTコミュニケーターを呼び出す

イ NTTコミュニケーターがでたら

（ア）「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

（イ）あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる

（ウ）届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 交通施設（道路等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電報の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	（1）非常扱いの電報を取り扱う機関相互間（アの8項に掲げるものを除く） （2）緊急事態が発生し、又は発生するおそれのある事を知った者と（1）の機関との間

電報の内容	機関等
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項	(1) 水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2) 預貯金業務を行う金融機関相互間 (3) 国又は地方公共団体（アの表、本表1～4（2）に掲げるものを除く）相互間

3 専用通信施設の利用

中頓別町防災行政無線及び消防無線は、資料6－3、資料6－4のとおりである。

資料6－3 中頓別町防災行政無線 資料6－4 消防無線

4 公衆通信設備以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。以下に掲げる通信系統等をもって連絡を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、町内アマチュア無線等への協力依頼など臨機応変な措置を講じ、通信の確保を図る。

(1) 北海道開発局関係無線による通信

北海道開発局及び稚内開発建設部を経で行う。

(2) 陸上自衛隊の通信等による通信

北部方面総監部、第2師団、第3即応機動連隊等の有線及び無線通信電話を経で行う。

(3) 警察電話による通信

警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経で行う。

(4) 警察無線電話装置による通信

北海道警察本部及び旭川方面本部、枝幸警察署、同移動局（パトカー）等を経で行う。

(5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

北海道の本庁、宗谷総合振興局、又は町等を経で行う。

(6) 北海道電力（株）及び北海道電力ネットワーク（株）の専用電話による通信

北海道電力（株）の本店、道北支社等及び北海道電力ネットワーク（株）の本店、道北統括支店、浜頓別ネットワークセンター等を経で行う。

(7) 東日本電信電話（株）の設備による通信

東日本電信電話（株）北海道事業部が防災関係機関（町等）の重要通信を確保する為所有している非常用通信装置（無線系・衛星系）を利用して行う。

(8) 北海道地方非常通信協議会加入無線局等による通信

上記1号から7号までに掲げる各通信系を使用し、又は利用して通信を行うことができないとき、若しくは通信を行うことが著しく困難であるときは、北海道地方非常通信協議会加入無線局を利用して行う。

5 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口答又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 台数

(ウ) 使用目的及び必要とする理由

(エ) 使用場所

(オ) 借受期間

(カ) 引渡場所

ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 希望エリア

(ウ) 使用目的

(エ) 希望する使用開始日時

(オ) 引渡場所及び返納場所

(カ) 借受希望日及び期間

エ 臨機の措置による手続きを希望する場合

(ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由

(イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第4節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集方法

災害情報等の収集については、本章第2節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1 各対策部による所管施設に関する情報の収集
- 2 住民及び報道機関・その他関係機関及び各班による資料の収集
- 3 その他災害の状況に応じて、職員の派遣による資料の収集

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする住民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 報道機関に対する情報発表の方法

(1) 収集した被害状況・災害情報等は、状況に応じ報道機関に対して次の事項を発表する。

- ア 災害の種別（名称）及び発生年月日
- イ 災害発生場所又は被害激甚地域
- ウ 被害状況
 - (ア) 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
 - (イ) 火災状況（発生箇所、避難指示等）
 - (ウ) 電気、水道等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
 - (エ) 道路、橋梁、架線等土木状況（被害状況、復旧状況等）
 - (オ) その他判明した罹災地の情報（二次災害の危険性等）
- エ 救助法の適用状況
- オ 応急対策の状況
 - (ア) 避難場所等について（避難場所の位置、経路等）
 - (イ) 医療救護所の開設状況
 - (ウ) 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - (エ) 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- カ 災害対策（連絡）本部の設置又は廃止

- (2) 災害が発生又は発生するおそれがある場合には、新聞、ラジオ、テレビ放送等各報道機関が行う独自の取材活動に対して積極的に情報、資料の提供を行い協力するものとする。

2 住民に対する広報等の方法

- (1) 町等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、防災無線（戸別受信機を含む。）、緊急速報メール、登録制メール、IP告知システム、広報車両、インターネット、SNS（Twitter等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) 記録映像・写真帳等の作成
災害の状況により必要がある場合は、災害記録映像・災害写真帳等の作成を行うものとする。
- (4) 広報発表責任者
広報発表責任者は、総務対策部から充てるものとする。
ア 広報は本部長の承認を得て行う。
イ 広報発表責任者は、災害情報及び被害情報の推移を、庁内放送を利用して災害対策本部職員にも周知する。
- (5) 被災者相談所の開設
町長は、必要と認めたときは町役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。
被害者相談所を設置した場合には、速やかに広報車等により住民へ周知するものとする。
- (6) (1) の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (7) (1) のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

3 町の広報

町は、所管区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする住民に対し、防災無線や、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難、避難場所・避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

4 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画等に基づき、住民への広報を実施する。

特に、住民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を住民に広報するとともに、町災害対策（連絡）本部に対し情報の提供を行う。

資料9-10 災害発生時における中頓別町と中頓別町内郵便局の協力に関する協定

第3 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町又は道に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにさせて行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町又は道は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町又は道は、(3)にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町又は道の対応

町又は道は安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災

者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。

(3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第4 災害時の氏名等の公表

町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

第5節 避難対策計画

災害時において住民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（がけ）崩れ、地震等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 町長（基本法第60条）

（1）町長は、災害時、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立退きの指示

イ 必要に応じて行う立退き先としての指定緊急避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

（2）町長は、避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

（3）町長は、上記の指示を行ったときは、その旨を速やかに宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する（これらの指示を解除した場合も同様とする）。

2 水防管理者（水防法第29条）

（1）水防管理者（水防管理団体である町長等）は、洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

（2）水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を宗谷総合振興局長に速やかに報告するとともに、枝幸警察署長にその旨を通知する。

3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

（1）警察官は、1の（2）により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認

めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長に通知するものとする。

- (2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の危害を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。この場合は所属の公安委員会にその旨報告するものとする。

4 自衛隊（自衛隊法第94条等）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害時において、町長等、警察官がその場にいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

第2 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、道（宗谷総合振興局）、北海道警察本部（枝幸警察署等）及び自衛隊は、法律又はそれぞれの計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している札幌管区気象台及び地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

3 協力、援助

枝幸警察署は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第3 避難に関する情報及び災害発生情報の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当

たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、住民にとって具体的でわかりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 指定緊急避難場所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

資料8－3 避難情報の判断基準

第4 避難指示等の伝達方法及び関係機関への連絡

1 避難指示等の伝達方法

（１）伝達事項

- ア 避難先
- イ 避難経路
- ウ 避難指示等の理由及び内容
- エ 注意事項

（ア）携帯品は、限られた物だけにする（食料・水筒・タオル・ティッシュペーパー・着替え・常備薬・救急薬品・懐中電灯・防災ラジオ等）。

（イ）服装は軽装とし、帽子・頭巾・雨合羽・防寒用具を携行する。

(ウ) 避難する場合は、戸締りに注意する。

(エ) 避難する場合は、火気に注意し、火災が発生しないようにする。

(2) 伝達方法

避難に関する情報の伝達方法は、地域の実状を考慮し、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 防災無線による伝達

防災無線を利用し伝達する。

イ 広報車による伝達

町及び消防機関等の広報車により関係地域を巡回し伝達する。なお、必要がある場合は、警察の広報車等の出動を要請し伝達する。

ウ 伝達員による個別伝達

避難指示等を発令したときが、夜間・停電時・暴風雨の場合など、全家庭に対する完全周知が困難であると予測されるときは、災害対策本部員・消防職員及び団員で班を編成し、個別に伝達するものとする。

エ 本部から地区自治会長に連絡し、当該地区の住民組織等の協力を得て住民に伝達する。

2 避難措置における関係機関の連絡

(1) 道（宗谷総合振興局）に対する報告

町は、避難指示等を発令した場合、発令者、発令の理由、避難の対象区域、発令日時、避難先を明らかに記録するとともに、速やかに宗谷総合振興局を経由し、道知事（宗谷総合振興局）に報告する。解除の場合も同様とする。

(2) 警察等関係機関と綿密な連絡をとり協力を得る。

(3) 避難所として利用する施設の責任者に対し、至急連絡し、協力を得る。

(4) 住民が自主避難したときは、町の対応状況を道（宗谷総合振興局）に報告する。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員（総務対策部調査班）、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、指定避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、町において車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し、応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を提供することに不同意であった者や個別避難計画が作成されていない者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた町防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、町防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- ア 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- イ 病院への移送
- ウ 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

町は、住民等の避難に当たり、避難措置の実施者は、避難路、避難場所の安全確保のため支障となるものの排除を行う。

また、避難経路については、その安全を確認し、要所には誘導員を配置するなど事故防止に努める。

第8 被災者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所の供与及び指定避難所における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所に滞在する被災者、やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時は、必要に応じ、高齢者等避難の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

資料5-1 避難場所等一覧

第10 指定避難所の開設

- 1 町は、災害時は、必要に応じ、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

なお、開設に当たっては、施設の被害の有無を確認するとともに、施設の構造や立地場所など安全性の確保に努めるものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて指定福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- 2 町は、指定避難所だけでは避難所が不足する場合には、国や独立行政法人が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するように努めるものとする。特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- 3 町は、指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- 4 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- 5 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により指定避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、指定避難所の設置についてスプリングラ

一等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から総務課と保健福祉課が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- 7 避難所において収容人数を超過することがないように、平時からホームページや防災メール等を含め、効果的な情報発信の手段について検討する。
- 8 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

第11 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び指定避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。

また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。

- 2 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所の運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。

なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による指定避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。

- 3 町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食事のみ受取りに來ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- 5 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、町や道、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有

無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 6 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- 8 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- 9 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- 10 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。

- 11 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- 12 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。

また、安全対策や指定避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な指定避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。

- 13 町は、指定避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達のほか、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

- 14 町は、被災地において感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務課と保健福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 15 町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者等の健康状態を確認するとともに、十

分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を確保するよう努めるものとする。

- 16 避難所において感染症が発生又はその疑いがある場合の対応については、感染者の隔離や病院への搬送方法など、事前に総務課と保健福祉課が連携して、適切な対応を検討しておくものとし、感染者又は感染が疑われる者が現れた場合は、専用スペースを確保し、他の避難者とは区域と動線を分けるなど必要な措置を講じる。

第12 広域避難

1 広域避難の協議等

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行う事ができるものとする。

2 道内における広域避難

町は、道内の他の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、当該市町村に対して直接協議を行うものとする。

3 道外への広域避難

- (1) 町は、他の都府県の市町村への広域的な避難等が必要であると判断した場合には、道に対し当該他の都府県との協議を求めるものとする。
- (2) 道は、町から協議の求めがあった場合、他の都府県と協議を行うものとする。
- (3) 道は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。
- (4) 町は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、(1)によらず、知事に報告した上で、自ら他の市町村に協議することができるものとする。

4 避難者の受け入れ

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

5 関係機関の連携

町、道、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的な手順を定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認める町長（以下、「協議元市町村長」という。）は、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

- (2) 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、協議元市町村長は、あらかじめ宗谷総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
- (3) 協議元市町村長又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けた協議先市町村長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。

なお、協議先市町村長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

- (4) 協議元市町村長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。
- (5) 協議元市町村長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 協議先市町村長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (7) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道内広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

また、町が必要な事務を遂行できる状況になったと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぐものとする。

なお、上記の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 災害発生により、被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、町長（以下、「協議元市町村長」という。）は、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めることができるものとする。
 - (2) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在に関する要求があったときは、協議先知事に協議を行うものとする。
- また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。
- (3) 道外広域一時滞在の協議をしようとするときは、知事は、あらかじめ内閣総理大臣に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。
 - (4) 知事は、協議先知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに協議元市町村長に通

知するとともに内閣総理大臣に報告する。

- (5) 協議元市町村長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (6) 協議元市町村長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に係る機関に通知する。
- (7) 知事は、協議元市町村長より道外広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を協議先知事に通知するとともに、公示するとともに内閣総理大臣に報告するものとする。
- (8) 知事は、災害の発生により町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について道外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より要求がない場合にあっても、協議先知事との協議を実施する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

災害時において、町長等が実施する応急措置は、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関及び水防団の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

町長は災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、関係法令及び計画の定めるところに基づき、その所掌事務について、速やかに、応急措置を実施するとともに、実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう努めるものとする。この場合必要に応じ、本町のみでは十分な災害応急措置が実施できない場合には、知事又は他市町村等に応援を要請し、災害応急措置を円滑に実施する。

1 応急公用負担の実施（基本法第64条第1項）

町長は本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

2 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第64条第2項）

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、町長は当該工作物等を保管しなければならない。

3 他の市町村長に対する応援の要求等（基本法第67条第1項、第2項）

本章第8節「広域応援・受援計画」を準用する。

4 道知事に対する応援の要請等（基本法第68条第1項）

本章第8節「広域応援・受援計画」を準用する。

5 住民等に対する緊急従事指示等

- (1) 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当

該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる（基本法第65条第1項）。

- (2) 町長及び消防長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（水防法第17条）。
- (3) 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を消火もしくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる（消防法第29条第5項）。
- (4) 救急隊員は、緊急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、緊急業務に協力することを求めることができる（消防法第35条の7第1項）。

6 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第84条第1項、水防法第34条、消防法第36条の3第1項）

町長は、前記5各号により、本町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ちに警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。
- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、

消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。

- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊（指定部隊等の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣要請を要求することができる。

第1 派遣要請権者

- 1 知事（宗谷総合振興局長）
- 2 空港事務所長（丘珠、新千歳、稚内、函館、釧路）

第2 災害派遣要請依頼

1 派遣要請基準

自衛隊への災害派遣の要請は、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合に行うものとし、その基準は、おおむね次のとおりである。

- （1）人命救助のための応援を必要とするとき
- （2）災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- （3）大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき
- （4）救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- （5）主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- （6）応急措置のため医療、防疫、給水、通信等に応援を必要とするとき

2 派遣要請依頼手続等

- （1）町長等は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者に要請を要求する（様式3）。

この場合において、町長等は、必要に応じてその旨及び町域に係る災害の状況を要請先である指定部隊等の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- （2）町長は、人命の緊急救助に関し、要請権者に依頼するいとまがないとき、又は通信の途絶等により要請権者と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接指定部隊等の長に通知することができる。

ただし、この場合、速やかに要請権者に連絡し、上記（1）の手続きを行うものとする。

様式3 自衛隊の災害派遣要請について

3 要請先

陸上自衛隊第2師団第3即応機動連隊 名寄駐屯地 01654-3-2137 (内線) 230
当直 (内線) 302

第3 災害派遣部隊の受入体制

町長は、災害派遣部隊が円滑に活動できるよう町担当者、連絡先を明確にするとともに、避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

第4 調整

知事(宗谷総合振興局長を含む。)は、町の行う派遣部隊の受入れについて、必要に応じて、使用する施設、場所等について調整を行うものとする。

第5 派遣部隊の撤収要請

本部長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(様式4)をもって宗谷総合振興局長を経由し知事に対してその旨を報告するものとする。ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で報告し、後日文書を提出する。

様式4 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

第6 経費等

- 1 次の費用は町において負担するものとする。
 - (1) 資材費及び機器借上料
 - (2) 電話料及びその施設費
 - (3) 電気料
 - (4) 水道料
 - (5) 汲取料
- 2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。
- 3 派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第7 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者の捜索救助活動

- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫
- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸付又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第8 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、知事等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第9 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に対し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第10 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第11 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場

にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、職権を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）
- 6 自衛隊用緊急運行車両の通行確保のための車両等の移動等の措置命令等（基本法第76条の3第3項）

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節第12「広域一時滞在」による。

第1 要請の決定

町長は、道、他市町村等に応援のため職員の派遣を要請する必要がある場合、直ちに本部員会議を招集し、協議の上、要請の可否を決定するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、直接本部長が決定するものとする。

第2 町、道、国間の応援・受援活動

1 町に対する応援（受援）

（1）町への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、町に対し職員を派遣し、情報収集や町又は防災関係機関との調整、並びに町が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。

なお、派遣に当たり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

（2）応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」（資料9-12）のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

（3）基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（宗谷総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（宗谷総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（宗谷総合振興局長）は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、町長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

資料9-2 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

資料9-12 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

2 道から他の都府県に対する応援の要求

町及び道は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

3 他の都府県等からの応援要求への対応

町長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第3 消防機関（南宗谷消防組合中頓別支署）

- 1 大規模災害が発生し、南宗谷消防組合中頓別支署単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」（資料9-16）に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、町長を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

資料9-16 北海道広域消防相互応援協定

第4 北海道警察（枝幸警察署）

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

第5 応援受入体制の確立

町長は、他の市町村等からの応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、災害時に作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、宿泊施設その他必要な受入体制を確立しておくものとする。

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町内において災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、各機関が保有する広域かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 ヘリコプター等の活動内容

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防御活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第3 ヘリコプター等保有機関の活動等

1 道

北海道災害対策本部等の指示、又は町の要請により、災害応急対策等の活動を行う。

災害が大規模で、所管ヘリコプターで対応できない場合には、自衛隊への災害派遣や北海道地域防災計画の定めるところにより他都府県及び他の市町村へのヘリコプターの応援要請などを行う。

2 札幌市

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援を行うとともに、道の消防防災ヘリコプターと連携し、活動を行う。

3 北海道開発局、北海道警察

所管に係る災害応急対策等を実施するとともに、それらの活動で収集した情報を必要に応じ、関係対策本部等に提供する。

また、災害対策合同本部等の要請により、対策機関の実施する災害応急対策等を支援する。

4 自衛隊

知事の災害派遣要請に基づき、災害応急対策等を実施する。

第4 ヘリコプター等保有機関の活動体制

大規模災害が発生した際には、全国各地から消防機関をはじめ、自衛隊、警察、北海道開発局などから多数のヘリコプター等の航空機が被災地に派遣され、様々な災害対策活動が行われることとなる。

このため、「北海道ヘリコプター等運用調整会議」において、ヘリコプター等を保有する防災関係機関の相互連携を図り、安全かつ効果的な災害応急対策等の活動を行うとともに、災害発生時に活動する航空機の安全運航を確保するために必要な事項（空域及び飛行経路の指定、情報共有要領等）を定めるものとする。

第5 町の対応等

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えとともに、活動に係る安全対策等を講じるものとする。

1 離着陸場の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所、又は災害発生時において迅速に措置できる離着陸場を確保する。

資料6-5 ヘリコプター発着又は物資投下可能地点

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講じるものとする。

3 消防防災ヘリコプターの要請

(1) 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、本部長の職務代理者が行う。

(2) 実施方法

ア 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (ア) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (イ) 町の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (ウ) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

イ 要請方法

町から知事（防災消防課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票を提出する。

- (ア) 災害の種類
- (イ) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況

- (ウ) 災害現場の気象状況
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (オ) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要な事項

ウ 要請先

名称	電話番号	FAX番号
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234

(3) 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、その必要性が認められる場合に運航する。

ア 災害応急対策活動

- (ア) 被災状況の偵察、情報収集活動
- (イ) 救援物資、人員、資機材等の搬送

イ 救急活動

- (ア) 傷病者、医師等の搬送

ウ 救助活動

- (ア) 被災者の救助・救出

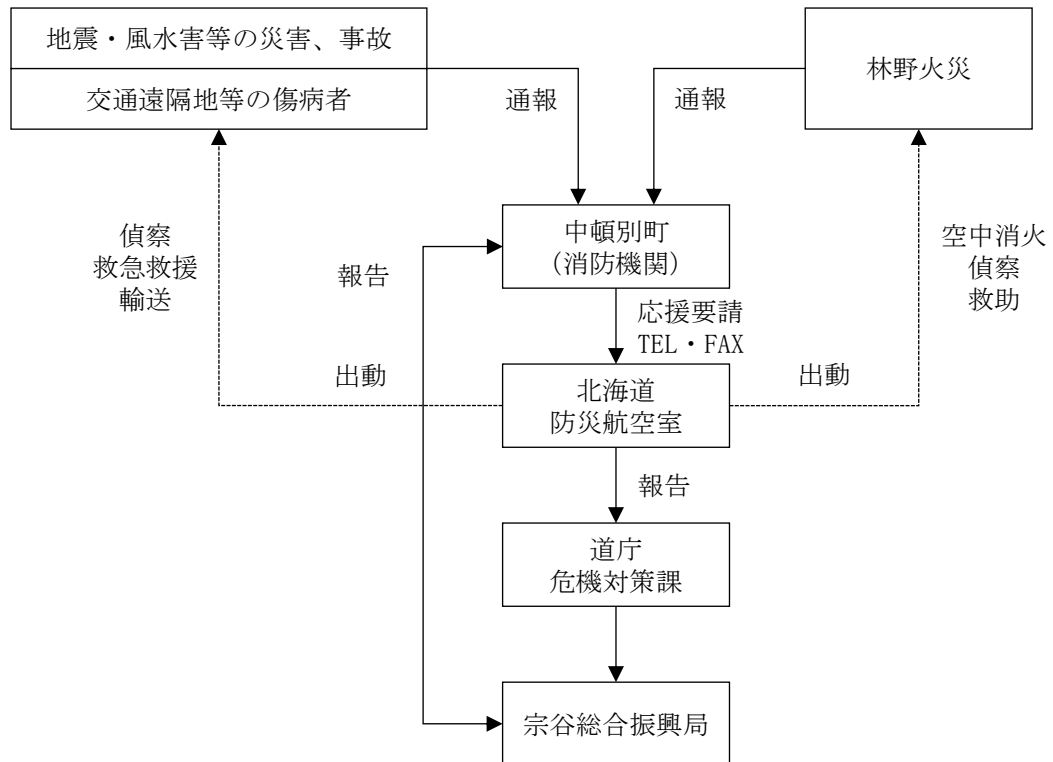
エ 火災防御活動

- (ア) 空中消火
- (イ) 消防隊員、消火資機材等の搬送

オ その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー



第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携の下に実施する。

また、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（南宗谷消防組合中頓別支署）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命又は身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、又は、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

また、町は、町の救助力が不足すると判断した場合には、隣接市町村、道等の応援を求める。

第2 救助救出活動

1 救助救出要員等

救出活動は、本部、消防機関が警察と協力して作業に当たるとともに、救護された住民の名簿を作成して本部へ報告する。

2 被災地域における救助救出活動

町及び枝幸警察署は、職員の安全確保を図りつつ、緊密な連携の下に被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び住民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

3 負傷者等の措置

負傷者については、医療対策部医療班等により所要の措置を施した上、速やかに医療機関又は救護所に収容する。

また、町内医療機関又は救護所では治療が困難な重傷者については、自動車あるいはヘリコプターを要請し後方医療機関へ搬送する。

4 関係機関への応援要請

- (1) 特に多数の死傷者がある場合において、本部及び消防機関のみでは救出困難なときは、医師会、警察、隣接消防機関に協力を依頼するとともに、必要に応じて本章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（宗谷総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。
- (2) 救出に要する機材、その他特殊機械類を必要とするときは、これに要する要員を含め道

(宗谷総合振興局) に応援を要請する。

5 災害対策現地合同本部

大規模災害が発生し、被災者の救助・救出等の応急対策を迅速かつ適切に実施するため必要と認められる場合は、災害対策現地合同本部を設置する。

第11節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害発生時において、医療の方途を失った者に対する医療の救援は、町長（医療対策部）が行う。救助法が適用された場合は、知事が行い町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行うほか、知事の委託を受けた日赤道支部、道医師会、道歯科医師会、道薬剤師会が行う。

第2 基本方針

1 医療救護活動は、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期以降においては、町又は道が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）トリアージ
- （2）傷病者に対する応急処置及び医療
- （3）傷病者の医療機関への搬送支援
- （4）災害時に都道府県が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
- （5）助産救護
- （6）被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- （7）被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する精神科医療
- （2）被災者及び支援者に対する精神保健活動

第3 医療の対象者

1 対象者

医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失った者とする。

2 対象者の把握

対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長へ通告するものとする。通知を受けた本部長は、直ちに救護に関し医師・看護師等の派遣要請、救護所の開設、患者の緊急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう、関係班に指示するものとする。

第4 医療救護活動の実施

1 医療班の編成

- (1) 町長は、医療救護所を設置したときは、医療班を派遣するものとする。
- (2) 医療班の編成は医療対策部長を中心としてその都度決定するものとする。
- (3) 町長は、宗谷医師会に対し、医師及び看護師の派遣要請をするものとする。

2 応援要請

収容施設及び医療の状況等によって必要のある場合は近隣の医療施設、医師会又は関係機関に協力を要請するとともに、状況によっては知事に対し救護班の派遣を要請するものとする。

第5 医療救護所の設置

医療救護所は、中頓別町国民健康保険病院に設置することを原則とするが、必要により現地の公共施設（学校・保健センター等）を利用する。

第6 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として地元消防機関が実施する。

ただし、消防機関の救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道の所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

第7 医薬品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者等からの調達により確保する。ただし、医薬品等の不足が生じたときは、道又は関

係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 医療機関等の状況

資料6－6 町内医療機関

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 被災地の防疫は、町が知事の指導指示に基づき実施するものとする。
- 2 災害による被害が甚大で、町のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。
- 3 感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- 4 稚内保健所（浜頓別支所）の指導の下に指定避難所等において住民に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

- 1 町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、防疫班を編成するものとする。
- 2 防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成するものとする。

第3 感染症の予防

1 予防接種

被災地の感染症発生を予防するため必要があるときは、知事の指示を受け予防接種を実施するものとする。

2 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町長は、知事の指示を受け、町内における道路溝渠、公園等の公共の場所を中心に実施させるものとする。

（1）清掃の方法

ア 班の編成

清掃班の編成は、災害の状況によりその都度編成する。

（ア）ゴミの処理班

（イ）し尿処理班

イ ゴミ及びし尿処理施設

ゴミ・廃棄物及びし尿処理施設は、次のとおりである。

（ア）ゴミ処理施設

南宗谷衛生施設組合 南宗谷クリーンセンター 浜頓別町智福

（イ）し尿処理施設

南宗谷衛生施設組合 南宗谷クリーンセンター 浜頓別町智福

（ウ）一般廃棄物埋立処理施設

中頓別町字弥生200番地

(2) ゴミの収集・処理の方法

ア 収集

被災地の住民に協力を要請し、感染症の源となる汚物から順に収集するものとする。一般的なゴミは、その後収集するものとする。また、災害の状況により、町の清掃能力をもって完全に収集することが困難な場合は、一般車両の出動を要請し、被災者のゴミの収集に万全を期するものとする。

イ 処理

前項イの（ア）及び（イ）のゴミ処理施設を使用するものとする。

(3) し尿の収集・処理の方法

し尿の収集は、業者のほか必要に応じて車両を借り上げ、業者作業員の協力を得て実施するものとし、便所の倒壊等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きなところから収集し、短時間に処理するものとする。

3 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するほか、以下の消毒を実施する。

(1) 防疫班の消毒活動

ア 浸水家屋・下水・その他不潔場所の消毒を、被災後直ちに実施するものとする。

イ 避難場所・その他不潔場所の消毒を、1日1回以上実施するものとする。

ウ 状況によっては、ネズミ族・昆虫等の駆除について、地域及び期間を定めて実施するものとする。

(2) 各世帯における家屋等の消毒

ア 床上浸水地域に対しては、被災後直ちに各戸にクレゾール・クロール石灰等の消毒剤を配布して、床・壁の洗剤、便所の消毒、手洗い施設の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行うものとする。

イ 家屋内の汚染箇所の洗浄・手洗水・便所の消毒は、クレゾール石鹼液で行うものとする。

4 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施するものとする。

5 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等実情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施するものとする。なお、供給量は1日1人当たり約20リットルとすることが望ましい。

6 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底するものとする。

第4 患者等に対する措置

町長は、知事の指示に基づき患者の収容に協力するものとする。

名称	住所	ベッド数	電話番号
名寄市立総合病院感染症病床 (第2種感染症指定医療機関)	名寄市西7条南8丁目1番地	4床	01654-3-3101

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設について、次により防疫指導等を実施するものとする。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

保健所長の指導の下、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従するものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させるものとする。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させるものとする。

第6 家畜防疫

1 実施責任者

被災地の家畜防疫は知事が行うものとする。

2 実施の方法

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染性疾病的発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒等、防疫体制の整備等を行う。

第13節 災害警備計画

地域住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するために、枝幸警察署が実施する警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 枝幸警察署の任務

枝幸警察署は、関係機関と緊密な連携の下に災害警備諸対策を推進するほか、風水害、地震等各種災害時は、早期に警備体制を確立して、災害情報の収集及び住民の生命、身体及び財産を保護し、被災地域における社会秩序の維持に当たることを任務とする。

1 災害警備体制の確立

風水害、地震等各種災害が発生した場合、その災害の規模、態様に応じて、別に定めるところにより災害警備本部等を設置するものとする。

2 応急対策の実施

(1) 災害情報の収集

体制を速やかに確立し、災害警備活動に必要な情報収集活動を徹底する。

(2) 避難の指示等

ア 災害対策基本法等の規定に基づき、避難の指示又は警告を行うとともに、あらかじめ定める避難先を示すものとする。

この場合、状況の許す限り次に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

(ア) 避難すべき時期

(イ) 避難すべき理由

(ウ) 避難先における給食の状況

(エ) 避難後の財産保護措置

イ 住民の避難に当たっては、町、消防本部等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街、商店街等におけるパトロールを行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

3 広報

風水害、地震等各種災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、関係機関と密接な連携を図るとともに、災害の種別、規模及び態様に応じ、住民の避難、犯罪の予防、交通規制等の措置について迅速な広報に努めるものとする。

4 救助に関する事項

防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施するとともに、死体見分等に当たるものとする。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保については、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】（令和4年12月 北海道道路啓開計画検討協議会）に基づき実施する。

1 町（南宗谷消防組合）

- （1）町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

- （2）消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- （3）消防吏員は、（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道公安委員会（枝幸警察署）

- （1）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- （2）通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- （3）（2）による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又は、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を

破損することができる。

3 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等、警察官がその場にいない時に次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（枝幸警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会は、次の方法により交通規制を実施するものとする。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（枝幸警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（宗谷総合振興局長）又は北海道公安委員会（北海道警察）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行

うものとする。

(2) 確認場所

緊急通行車両の確認は、道庁（宗谷総合振興局）又は警察本部、旭川方面本部、枝幸警察署及び交通検問所で行う。

(3) 証明書及び標章の交付

緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに「緊急通行車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる（資料6－7）。

(4) 緊急通行車両

ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行うものとする。

(ア) 特別警報・警報の発表及び避難指示等の発令事項の伝達

(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(ク) 緊急輸送の確保に関する事項

(ケ) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

イ 指定行政機関等が保有し、若しくは、指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(5) 発災前確認手続の普及等

町、道及び地方行政機関は、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための確認手続を発災前に行うことができる旨周知を行うとともに、自らも発災前の手続を積極的に行うなど、その普及を図るものとする。

資料6－7 緊急通行車両確認証明書・標章

3 規制除外車両

北海道公安委員会は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

(1) 確認手続

ア 北海道公安委員会（枝幸警察署）は、車両使用者等の申出により当該車両が、規制除外車両であることの確認を行うものとする。

なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。

イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、旭川方面本部、枝幸警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、車両ごとに「規制除外車両確認証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、前記アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用人又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (ア) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- (イ) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、道、札幌市、東日本高速道路（株）北海道支社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な「緊急輸送道路」を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

各道路管理者は、この計画に基づき緊急輸送道路の整備を計画的に推進することとしている。
北海道緊急輸送道路ネットワーク計画の概要は次のとおりである。

1 計画内容

(1) 対象地域

道内全域

(2) 対象道路

既設道路及び概ね令和7年度までに供用予定の道路を基本としながら、必要に応じて河川管理用道路、臨港道路等を含めている。

2 緊急輸送道路の区分及び道路延長

緊急輸送道路ネットワークは、災害発生後の利用特性により、次のとおり区分しているが、北海道の広域性を反映して、緊急輸送道路総延長は11,371kmに上っている。

(1) 第1次緊急輸送道路ネットワーク

道庁所在地（札幌市）、地方中心都市及び国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾（耐震強化岸壁を有するもの）、拠点空港、公共用ヘリポート、総合病院、自衛隊、警察、消防等を連絡する道路（道路延長7,245km）

(2) 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、地方港湾（耐震強化岸壁を有するものを除く。）、第3種漁港、第4種漁港（耐震強化岸壁を有するもの）、地方管理空港、共用空港、その他の空港、災害医療拠点、備蓄集積拠点、広域避難地等）を連絡する道路（道路延長3,831km）

(3) 第3次緊急輸送道路ネットワーク

第1次及び第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路（道路延長295km）

3 町の緊急輸送道路

当町においては、次の緊急輸送道路が指定されている。

緊急輸送道路

種別	路線名
第2次緊急輸送道路ネットワーク	国道275号
第2次緊急輸送道路ネットワーク	北海道道12号枝幸音威子府線
第2次緊急輸送道路ネットワーク	北海道道120号美深中頓別線
第2次緊急輸送道路ネットワーク	町道9丁目線

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等に万全を期すため、住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任者

災害応急対策の輸送は、町長が、防災関係機関の協力を得て行う。

第2 輸送の方法

1 車両等による輸送

(1) 町有車両

各部は、原則として保有車を使用し、なお不足するとき又は一時的に多数の車両を必要とするときは、本部に配車の要請を行う。

本部は、災害の状況を勘案し、また使用可能車両を把握して適切な配車を行う。

(2) 町有車両以外の車両の確保

災害の状況により町有車両のみでは輸送が困難なときは、その他の関係機関に応援を要請し、又は民間車両を借り上げて輸送に当たるものとする。

資料9-5 災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

資料9-13 災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

2 航空機輸送

地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合又は救急患者及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプター等の出動要請を依頼する。

なお、消防防災ヘリコプターの要請方法等については、本章第9節「ヘリコプター等活用計画」による。

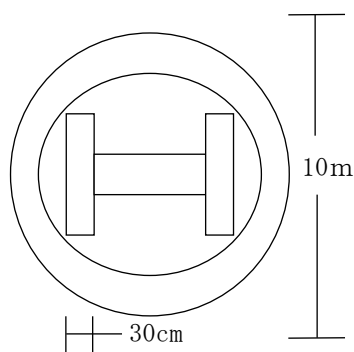
(1) ヘリコプター発着又は物資投下可能地点

ヘリコプター発着又は物資投下可能地点については、資料6-5のとおりである。

資料6-5 ヘリコプター発着又は物資投下可能地点

(2) 発着地点の表示

- ア 吹流し等による風向表示する。
- イ 着陸点は石灰等により次のように表示する。



- ウ 発着地点の目印となるものを防災航空室等に連絡する。
- エ 夜間の場合は、着地予定地の四方に赤色回転灯を設置するなどの方法を講ずるものとする。

3 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、賃金職員等による人力輸送を、また積雪時には雪上車等による輸送を行うものとする。なお、賃金職員等の雇上げについては、本章第33節「労務供給計画」に基づき行う。

第3 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 災害応急対策のため必要な人員、器材等の輸送
- 4 飲料水の確保と運搬給水
- 5 救援物資の輸送
- 6 その他災害時に対策本部が行う輸送

第16節 食料供給計画

災害による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

本部長（町長）が行う。救助法が適用された場合は知事が行い町長はこれを補助する。
ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

第2 食料の供給

1 配給対象者

-
- （1）指定避難所に収容された者
 - （2）住家が被災して炊事の出来ない者
 - （3）被災して縁故先に避難している者
 - （4）災害応急作業に従事する者

2 配給品目

調達品は原則として米穀とするが、事情によっては乾パン及び麦製品とする。

3 食料供給の方法

町は、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保について宗谷総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）第4章Ⅰ第11の規定により、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に直接、又は、宗谷総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有米穀の緊急の引渡を要請する。

- （1）主要食料調達先 中頓別商工会加盟商店等及び東宗谷農業協同組合中頓別支所、セイコーマートなかとんべつ店

資料9-21 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

第3 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第15節「輸送計画」及び同第33節「労務供給計画」により措置するものとする。

第4 炊出計画

1 実施責任者

町は、被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊き出しを実施するが、必要に応

じて、各団体の協力を得て行う。

2 協力団体

必要に応じ、日赤奉仕団、町内会等の協力団体に協力を依頼するものとする。

3 炊出し施設

炊出し施設は、避難施設の給食施設を利用して、不足の場合は町内の炊出し可能な施設の協力を求める。

4 炊出しの方法

献立は、栄養価等を考慮し、被害の状況により食器等が確保されるまでの間にはぎり飯、つけ物、缶詰等の副食物を配給する。

5 炊出し等の費用及び期間

炊出し等の費用及び期間は、災害救助法の適用された場合に準ずるものとする。

第17節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、次のとおりである。

第1 実施責任

被災地の飲料水の応急供給の実施するための応急給水体制を確立し、浄水の確保と給水に万全を期する。救助法が適用された場合は、知事が行い、町長はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は町長が行う。

1 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

3 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

第2 給水対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者。ただし、自己の水道破損があってもほかに飲料水を得ることができる者は、対象としない。

第3 給水の実施

1 給水の方法

被害の規模、給水の緊急及び需要の度合等情勢を的確に判断し、計画的に供給する。

(1) 輸送による給水

ア 水道施設に被害のない場合

給水車（給水タンク・ポリ容器等）により給水するものとする。なお、給水に当たっては、広報車及び無線車を配置する。

イ 水道施設の内、給配水管のみに被害があった場合

被災地域は、直ちに断水に、関係住民に被害状況を周知徹底させ、給水車（給水タンク・ポリ容器等）により搬送給水する。

ウ 取水施設を含む水道施設全部が被災した場合

被災地において水源を確保することが困難なときは、水源地又は近隣市町村に依頼して

給水車又は容器により搬送し給水する。

搬送給水は、給水車（給水タンク・ポリ容器等）・消防タンク車によるほか、必要に応じ自衛隊の出動要請を行うものとする。

（2）浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として住民に供給するものとする。

（3）家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めたときは、その付近の住民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

第4 給水施設の応急復旧

水道施設の復旧については、共用栓・消火栓及び医療施設等、民生安定と緊急を要するものを優先的におこなうものとし、復旧予定等に対し住民へ周知するものとする。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておく等、迅速に調達できる方法を定めることとする。

資料9-21 災害時における応急生活物資の供給等に関する協定

第2 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全壊（焼）、流出、埋没、半壊（焼）及び床上浸水となった者及び、被服、寝具、その他の生活必需物資を喪失し、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

第3 実施の方法

町は、災害により日常生活に必要な衣料、生活必需品等を失った者に対し、被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品等を給与又は貸与するものとする。

1 物資の調達

物資の調達に当たっては、町内で調達が困難な場合、近隣市町村又は道に協力を依頼し調達する。

2 救援物資の集積場所

調達物資及び道からの救援物資の集積場所は、本部の指示によりこれを定める。

3 物資の給与及び貸与

本部は、区域ごとに物資の総責任者を定め、各地域の地区責任者の協力を求め、物資受払簿（様式5）により迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、救助法による救助物資とその他の義援物資とは、實際上及び書類上明確に区分し処理

するものとする。

様式5	物資受払簿
様式6	物資給与及び受領簿

4 費用の限度

費用の限度は、救助法の基準による。

5 給与又は貸与物資の種類

- (1) 寝具（毛布・布団等）
- (2) 外着（作業衣・婦人服・子供服）
- (3) 肌着（シャツ・ズボン下等）
- (4) 身回品（タオル・手拭・靴等）
- (5) 炊事用具（鍋・釜・包丁・バケツ等）
- (6) 食器（茶碗・お椀・皿・箸等）
- (7) 日用品（石鹸・チリ紙・歯ブラシ・歯磨粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ・ろうそく・薪・木炭・石油等）
- (9) その他日常生活に欠くことのできないと認められるもの

第4 日本赤十字社北海道支部における災害救援物資の備蓄

- 1 日本赤十字社北海道支部が、被災者の救援用物資として備蓄しているものについては、町は必要に応じ提供を要請する。
- 2 被災者の救援用物資として備蓄しているものは次のとおりである。
 - (1) 毛布
 - (2) 緊急セット
 - (3) 拠点用日用品セット
 - (4) 安眠セット
- 3 救援物資の緊急輸送を円滑に行うため別に定める「赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」及び「拠点における赤十字災害救援物資備蓄（配分）要綱」によりあらかじめ地区に備蓄するものとする。

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等における石油類燃料の確保に努めるものとする。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う（資料9－3）。

資料9－3 災害等発生時における中頓別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
--

第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。

第20節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 活動体制の確立

1 町

- (1) 町内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど住民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の関係機関にわたって情報の収集・伝達、庁内の連絡・調整が必要と判断した場合、町長は必要に応じて災害対策本部等の設置を行う。
- (2) 災害対策本部等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。
- (3) 太陽光発電システム及び自家発電設備の稼働により、庁舎機能の確保に努める。
- (4) 情報システムの保全に努める。
- (5) 信号機の停止等に対処するため、枝幸警察署と協力して交通整理・交通規制を行うとともに、夜間においては、防犯パトロールを実施する。
- (6) 災害対策本部が設置された場合、第3章「防災組織」に基づき、各班による応急救助等の対策を実施する。

2 北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）

- (1) 災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、別に定める「防災業務計画」等によって両社一体となり迅速に復旧対策を行う。
- (2) 北海道電力（株）は町と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

第2 応急対策

電力施設を防護し、被災地に対する電力供給を確保するため、町及び北海道電力（株）は、次の対策を講ずる。

1 町

町は、北海道電力（株）からの停電、復旧見込みなどの状況について、住民への広報を行う。

2 北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）

電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり応急対策を講ずるものとする。

なお、停電状況及び復旧見込等を町又は報道機関を通じて速やかに周知を図る。

第3 広域停電対策

当町を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合の対策については、第7章第6節「大規模停電等対策計画」を準用する。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時には、プロパンガスの埋没や流出、ガス漏れ等の被害が予想され、供給停止による住民生活の支障が予想される。

このため、町は、ガス事業者等の応急対策に協力し、ガス災害から住民を保護する。

第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

第3 災害発生時の対策

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」及び「保安業務規程」、「ガス漏えい及びガス事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、町は、北海道エルピーガス災害対策協議会との協定（資料9－3）、また、枝幸警察署・南宗谷消防組合中頓別支署と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

資料9－3 災害等発生時における中頓別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定
--

第22節 上下水道施設対策計画

災害時の上水道及び下水道施設の応急復旧対策については、本計画の定めるところによる。

第1 上水道

1 応急復旧

大規模災害等により長期間断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、水道事業者は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧し、住民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

水道事業者は、水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

資料9-1 南宗谷4町水道事業災害時相互応援に関する協定

第2 下水道

1 応急復旧

町は、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際して、次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入水量の増大により、二次災害防止のため、やむを得ずバイパス放流を行う等緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

下水道管理者は、下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、住民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
山崩れ
地すべり
土石流
がけ崩れ
落雷

2 被害種別

道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
盛土及び切土法面の崩壊
道路上の崩土堆積
トンネル、橋梁及び道路と一体となって効用を全うする附属施設の被害
河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
河川、砂防えん堤の埋塞
砂防、地すべり及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法等を定めておくものとする。

イ 災害の発生が予想されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策の万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また、当該施設が災害を受けることにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、町、道、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により(2)に定めるところに準じ、応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及びそれぞれの計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と(協定を結ぶなど)連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

資料9-20 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

第24節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

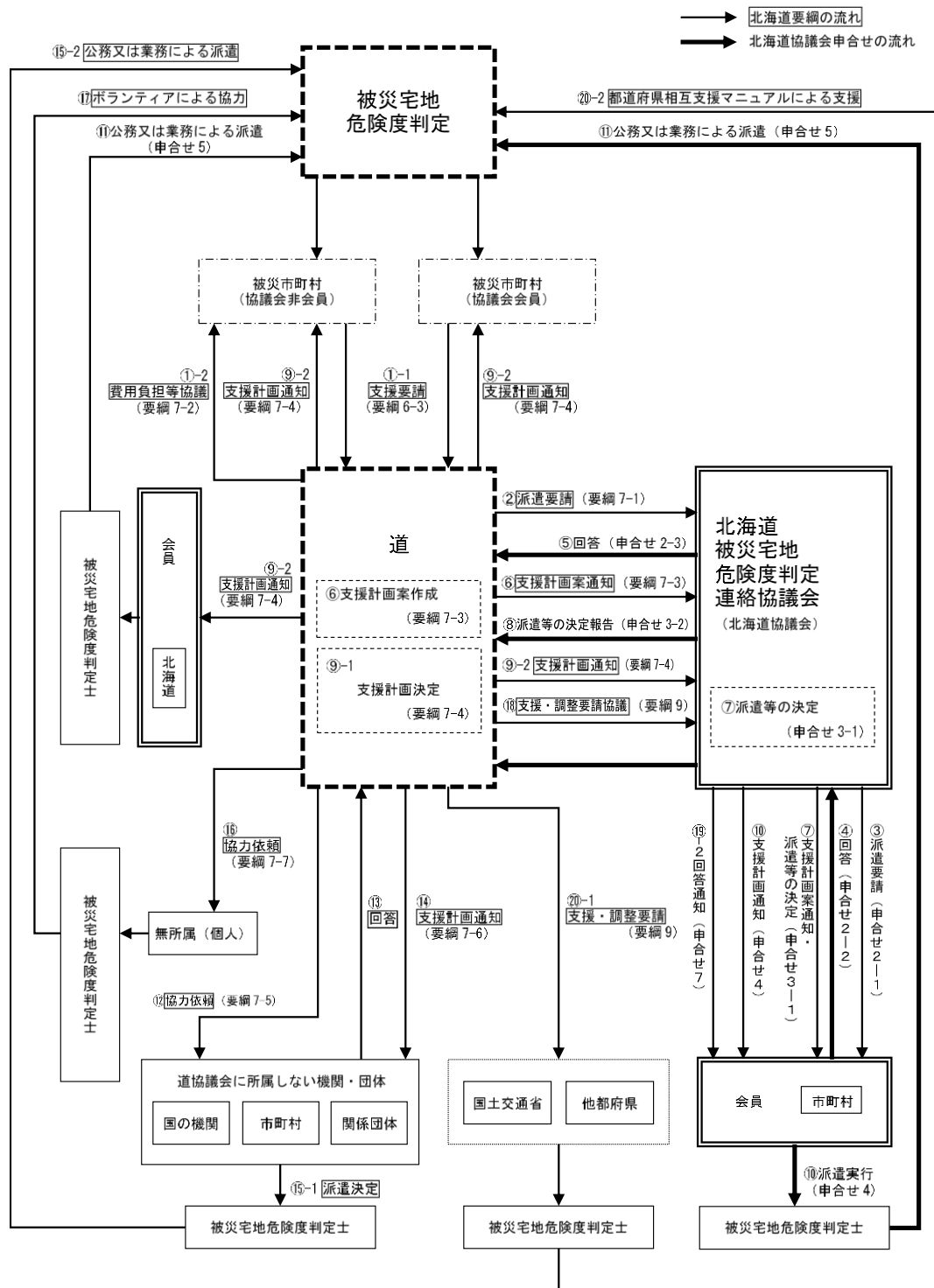
第5 事前準備

町及び道は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 道と町は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。

- 2 道は国、近隣県、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）、及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- 3 道は町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- 4 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

被災宅地危険度判定実施の流れ図



第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 住宅対策の種類

避難所の設置による被災者の応急収容、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び災害公営住宅の建設

第2 実施責任

町は、災害のため住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることのできない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第3 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け居住の場所を失った者を受入保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の設置は、知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借上げを含む。）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、一戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約を締結）を完了した後、3月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

（7）維持管理

知事が設置した場合、その維持管理は、町長に委任する。

（8）運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

（1）対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

（2）応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

（3）修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

（1）災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の1以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合

（ア）被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

- (イ) 町内の滅失戸数が200戸以上のとき
- (ウ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

- (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき
- (イ) 滅失戸数が町内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- (ア) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- (イ) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする。
- (ウ) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度

エ 国庫補助

- (ア) 建設、買取りを行う場合は当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4
- (イ) 借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5。

第4 資材等のあっせん、調達

町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんに依頼するものとする。

第5 住宅の応急復旧活動

町及び道は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去

道路及び河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法及び河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 住民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地を利用し集積するものとする。
- 2 町は、道及び北海道財務局と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第6 費用及び機関

障害物除去のための費用及び期間は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在校（園）中の安全確保

在校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 町・道

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況を速やかに把握し、本部との連絡報告を密にする。

- 1 学校施設の被害状況
- 2 その他の教育施設の被災状況
- 3 教育その他職員の被災状況
- 4 児童生徒の被災状況の概要
- 5 応急措置を必要とする事項

第3 応急対象実施計画

1 休校処置

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。また、児童生徒を帰宅させる場合は、教師が付き添う等、児童生徒の安全保護に留意するものとする。

2 登校前の処理

登校前に休校処置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網及び地区PTAを通じて速やかに連絡するとともに、防災行政無線・ラジオ・テレビ等を利用し、児童・生徒に周知徹底させるものとする。

3 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

特別教室、屋内体育館等を利用するなど、施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

町民センター等公共施設又は最寄の学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

4 教育の要領

(1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっては家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。

(2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。

イ 町民センターが避難所になっている場合など、教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。

ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する（集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする）。

エ 学校に指定避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。

オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。

(3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

5 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なと

きは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

6 教科書及び学用品の調達並びに支給

(1) 支給対象者

住家が全焼・全壊・流失・半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書・学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。

(2) 支給品名

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 調達方法

ア 教科書の調達

被災学級別・学年別・使用教科書別にその数量を速やかに調査し、教科書取扱店から調達するものとする。また、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済み教科書の供与を依頼するものとする。

イ その他の学用品の調達

町内の学用品取扱店から調達する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給の対象となる児童・生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 災害救助法が適用されない場合

被災の状況により、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

7 学校給食等の措置

(1) 給食施設設備が被災したときは、できるかぎり給食の継続が図られるよう応急措置を講ずるものとする。

(2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡の上、ただちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。

(3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

8 衛生管理対策

学校が指定避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

(1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。

(2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。

(3) 受入施設として使用が終ったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。

(4) 必要に応じて児童生徒の健康診断を実施すること。

第4 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

（1）文部省指定天然記念物

中頓別鍾乳洞

（2）北海道指定天然記念物

中頓別鍾乳洞

第28節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の搜索及び遺体の収容処理・埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町長

（救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。）

2 警察官（枝幸警察署）

第2 実施の方法

1 行方不明者の搜索

（1）搜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

（2）搜索の実施

町長が、南宗谷消防組合中頓別支署及び枝幸警察署に協力を要請し搜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

（3）応援の要請

ア 関係市町村等への要請

本町において被災し、本町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町村の応援を要する場合又は流失等により他市町村に漂着していると考えられるときは、隣接市町村及び遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索の応援を依頼する。

イ 応援の要請

応援要請にあつては、次の事項を明示して行うものとする。

（ア）遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

（イ）遺体数及び氏名、年齢、容ぼう、特徴、着衣等

（ウ）応援に要する機械機具

2 負傷者等の収容

搜索の結果、負傷者、病人等救護を要する者を発見したとき、又は警察官から救護を要請する者の引渡しを受けたときは速やかに中頓別町国民健康保険病院等医療機関に収容するものとする。

3 遺体の処理

（1）対象者

災害の際に死亡した者で災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うこと

ができない者。

(2) 処理の範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存（町）
- ウ 検案
- エ 死体見分（警察官）

(3) 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

4 遺体の埋葬

(1) 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

(2) 埋葬の方法

- ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。
- イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。
- ウ 被災地以外に漂着した遺体のうち身元判明しない者の埋葬は、行旅死亡人扱いとする。

5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第3 行方不明の搜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間

救助法が適用された場合は、これによるものとし、適用されない場合は同法に準じて行うものとする。

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、町及び道は、関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、あらかじめ町等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること。）を行う。

第30節 応急飼料計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任者

町は、災害時における家畜飼料の応急対策を実施する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼場所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもって宗谷総合振興局長を通じ道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む。）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。」）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「中頓別町災害廃棄物処理計画」に基づき、円滑かつ迅速に行うものとする。

また、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- 1 災害廃棄物の処理は、町が行うものとする。なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときに実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 作業班の編成等

- (1) 必要に応じ作業を効果的に実施するため、ごみ処理班及びし尿処理班を編成し、処理に当たる。
- (2) 作業に当たっては、速やかに被災地の現状把握を行い、収集計画を樹立し、出動体制を整える。
- (3) 必要に応じて空地等を利用し、ごみ集積地を設けるとともに指定避難所等については、臨時にごみ入れ容器を設置する。

3 廃棄物等の処理方法

(1) ごみ処理

ア 収集

(ア) 委託業者により実施するが、災害の状況により現有車両によって、完全に収集することが困難な場合は、町有車両の出動又は民間企業からの車両借上げにより実施する。

(イ) 収集は効果的な人員、車両、機材等を確保し、被災地の収集に当たっては、住民に協力を要請し、食物の残廃物及び感染症の源となるものから収集する。

イ 処理

処理処分は災害の状況により埋立て又は一時貯蔵し、後日、処理場にて処理するなど、環境衛生上支障のない方法で処理する。

ウ 災害廃棄物の仮置場

(ア) 被災家庭から排出される畳・障子・家具類・家電製品・寝具・衣類・本類・植木類・倒壊家屋や商店等から排出される食料品・紙類・ガラス・陶器類・電気製品等の粗大ごみ及び不燃性廃棄物等は、災害の程度にもよるが大量に発生することが考えられる。そのため、必要に応じて環境保全に支障のない仮置場を指定し、住民が自己搬入するよう指導する等、暫定的に積置きするなどの方策を講ずる。

(イ) 仮置場は、公共用地を優先して指定し、土砂の搬入がないよう監視する。また、衛生害虫等が発生しないよう、仮置場の管理を徹底する。

(2) し尿処理

し尿処理場での完全処理に努めるが、災害の状況により完全処理が不可能な場合は一時貯留し、後日処理場で処理する。

(3) 使用不能建物内のし尿及び汚水処理

被災地における防疫面から、被災した使用不能の建物内便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に処理が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

4 野外仮設共同トイレの設置

災害の状況により便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合、又は水洗トイレを使用している団地等において、災害により使用不可能となった場合に対処するため、必要に応じ、指定避難所、屋外に共同トイレを設置する。なお、共同トイレは、必要箇所に最小限度の仮設便所を設けるものとし、この場合、恒久対策の障害にならないよう配慮する。

5 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、道北地域広域死亡獣畜取扱場（以下「取扱場」という。）において行うものとする。

ただし、運搬することが困難な場合は、宗谷総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

(1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

(2) 移動できないものについては、保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

(3) 前(1)及び(2)において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

施設名	所在地
道北地域広域死亡獣畜処理場	中頓別町字神崎62-17

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町、道及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について協力を受ける。

町におけるボランティアの活用については、次のとおり検討を行うものとする。

1 災害ボランティアの登録

- (1) 平常時より福祉等のボランティアを行っている者を中心に、災害時の災害ボランティアの登録制度の検討を行う。
- (2) 大規模災害時には、通信の途絶による混乱も予想されるため、あらかじめ町内のアマチュア無線組織と災害時の協力について協議を行い、防災訓練への参加についても検討を行う。

2 災害ボランティアの種類と対応

	災害ボランティアの種類	今後の対応の方向
1	日頃より町内で福祉等のボランティアとして従事している人々	希望者は災害時にも可能な限りボランティアとして活動できる体制の整備を行う。
2	(1) 特殊技能者（医師、保健師、土木・建築技師者等）	国、道などの動向も踏まえながら、今後の災害ボランティアの登録制度を検討していく。
	(2) 応急危険度判定士	震災時には、応急危険度判定士の派遣を道に要請する。
3	町内外から被災後、駆けつけるボランティア希望者	(1) 町は、受入窓口を保健福祉対策部保健福祉班に設置する。 (2) 町は、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力する。 (3) 町は、ボランティアと相互に情報交換を行い、活動拠点、事務用品等を給与する。

第2 ボランティアの受入れ

町は、受入窓口を設置し、ボランティアの受入れ、調整を行う。

また、町は、道、社会福祉協議会及び関係団体と相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

なお、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

第3 ボランティア保険の加入等

ボランティアの受入れに当っては、作業従事中の事故防止等への注意を喚起するとともに、ボランティア保険の加入等（自己負担加入）を促すよう努める。

第4 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配付
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳
- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第5 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解の下、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時には、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

町及び関係機関は、災害時における応急対策に必要なときは、次により一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 供給方法

- 1 町長又は関係機関の長は、災害応急対策の実施に労務者を必要とするときは、名寄公共職業安定所長に対し、文書又は口頭により求人申込みをするものとする。
- 2 前号により労務者の求人申込みをしようとするときは、次の事項を明らかにするものとする。
 - (1) 職業別、所要労働者数
 - (2) 作業場所及び作業内容
 - (3) 期間及び賃金等の労働条件
 - (4) 宿泊施設等の状況
 - (5) その他必要な事項
- 3 名寄公共職業安定所長は、前各号により労務者の求人申込みを二の機関以上から受けた場合は、緊急度等を勘案してその必要度の高いものより紹介するものとする。

第2 賃金及びその他の費用負担

- 1 労務者に対する費用は、その求人を行ったものが負担するものとする。
- 2 労務者に対する賃金は、その地域における同種の業務及び同程度の技能に係る賃金水準を上回るよう努めるものとする。

第34節 職員派遣計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長等又は知事は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求めるものとする。

第1 要請権者

- 1 道知事又は道の委員会若しくは委員（以下本節において「知事等」という。）
- 2 町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「市町村長等」という。）

なお、道又は町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

- 1 職員の派遣を要請しようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。
 - （1）派遣を要請する理由
 - （2）派遣を要請する職員の職種別人員数
 - （3）派遣を必要とする期間
 - （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - （5）前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項
- 2 職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。
 - （1）派遣のあっせんを求める理由
 - （2）派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
 - （3）派遣を必要とする期間
 - （4）派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - （5）前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

- 1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、したがって双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。

また受入側はその派遣職員を定数外職員とする。
- 2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、又地方公共団体の職員について

は地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

- 3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上、決定するものとする。
- 4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。
- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当を支給することができる。

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助は、知事（宗谷総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

(被害区分) 町の人口	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合（全道2,500世帯以上）	被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
中頓別町 (5,000人未満) (令和2年国勢調査人口による。)	30	15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。

適用
1 住家被害の判定基準 ・滅失：全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。 ・半壊、半焼：2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。 ・床上浸水：3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、所管区域を告示した場合で、当該所管区域内の町において現に救助を必要とする者に対して行う。

第3 救助法の適用手続き

- 1 町長は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨を宗谷総合振興局長に報告しなければならない。
- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(1) 適用手続

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合には、直ちに宗谷総合振興局長に対し次の事項を報告し救助法の適用を要請するものとする。

ただし、災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに宗谷総合振興局長に報告し、その後の処理について指示を受けなければならない。

- ア 災害の発生日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 法の適用を要請する理由
- エ 法の適用を必要とする期間
- オ 既に執った救助措置及び今後の救助措置の見込み
- カ その他必要な事項

(2) 適用基準

適用基準については、本節第2のとおり。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法を適用した町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	主な対象者	実施者区分
避難所の設置（供与）	・災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 ・災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	町・日赤道支部 町
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	対象者、対象箇所の選定～町設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊出しその他による食品の給与	避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	町

救助の種類	主な対象者	実施者区分
飲料水の供給	災害のために現に飲料水を得ることができない者	町
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	町
医療	災害により医療の途を失った者	救護班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する者	町
被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者 など	町
学用品の給与	災害により住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による損失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒(幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外)	町
埋葬	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	町
遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により、すでに死亡していると推定される者を捜索する	町
遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体に関する処理(埋葬を除く)をする	町・日赤道支部
障害物の除去	半壊(焼)又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	町

2 救助の程度、方法及び期間

災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12条によるものとする。

第5 救助の期間、費用の限度等

救助の実施期間、費用の限度額等は、北海道災害救助法施行細則の定めるところによる。

第6 費用の請求及び書類の整備

- 1 町長が委任を受けた救助を実施した場合、その費用は町において一時繰替支弁しなければならない。ただし、救助を迅速に実施するため特に必要がある場合は、宗谷総合振興局長にその旨を申し出、概算払いで受けることができる。
- 2 町長は、費用を請求しようとするときは、請求書及び証拠書類の謄本を宗谷総合振興局長に

提出しなければならない。また、概算払いを受けようとするときは、救助費概算払申請書（様式7）を宗谷総合振興局長に提出しなければならない。

様式7 救助費概算払申請書

第6章 地震災害対策計画

地震災害の防災対策に関する計画は、町防災計画の別冊である「地震防災計画編」による。

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

町と防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1）東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

- ア 航空運送事業者は航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。
- イ 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
- ウ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- オ 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- カ 災害時の救急・救助、救護、消防活動に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- キ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

（2）航空運送事業者

- ア 航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止

するため必要な措置を講ずるものとする。

イ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

ウ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

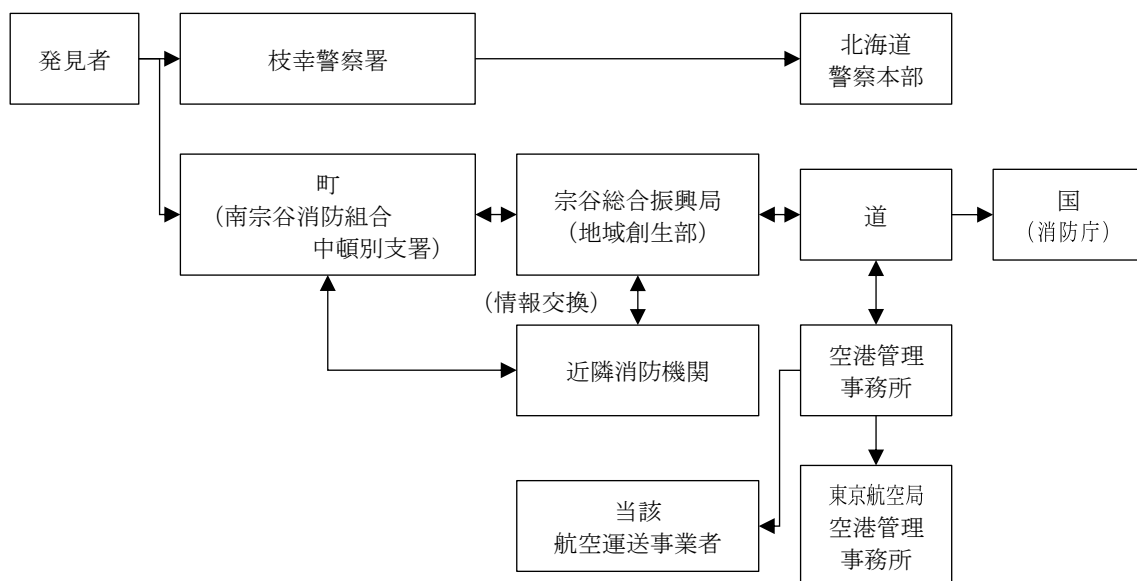
1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

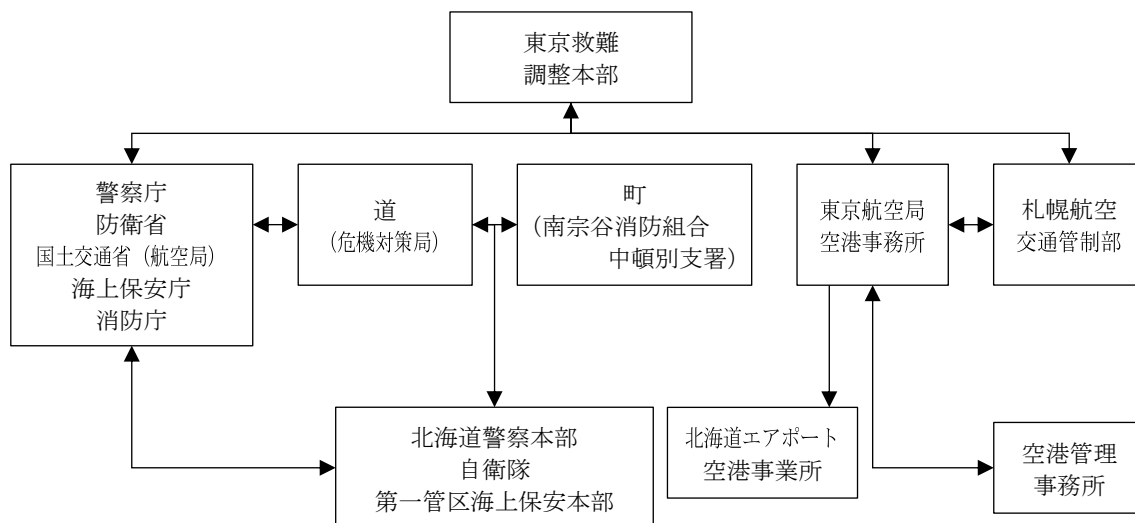
(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

ア 発生地点が明確な場合



イ 発生地点が不明な場合（航空機の搜索活動）



（注）救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者、航空運送事業者、町（南宗谷消防組合中頓別支署）、道、枝幸警察署、第一管区海上保安本部

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- （ア）航空災害の状況
- （イ）家族等の安否情報
- （ウ）医療機関等の情報
- （エ）関係機関の災害応急対策に関する情報
- （オ）その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 航空輸送復旧の見通し
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、航空災害時、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 救助救出活動

空港及びその周辺の航空災害時における救助救出活動については、東京航空局空港事務所等が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

6 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに被害状況を把握するとともに、初期救護活動を実施するものとする。

イ 災害の規模等により必要に応じ、平成2年8月27日付け空管第116号運輸省航空局長通知に基づく「空港医療救護活動に関する協定」等に基づき、宗谷医師会に医療救護活動を要請するものとする。

(2) 宗谷医師会

「空港医療救護活動に関する協定」による要請に基づき医療救護活動を実施するものとする。

る。

7 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 東京航空局空港事務所、空港管理事務所、空港運営権者

ア 空港及びその周辺の災害時において、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握し、南宗谷消防組合中頓別支署に通報するとともに、初期消火活動を実施するものとする。

イ 昭和45年5月25日付け空管第124号運輸省航空局長通知に基づく「空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」等に基づき、南宗谷消防組合中頓別支署と連携協力して化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 南宗谷消防組合中頓別支署

ア 消防機関は、速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を迅速に実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

枝幸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を行うものとする。

10 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

11 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事及びその他の災害派遣要請権者に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

12 広域応援

町及び南宗谷消防組合中頓別支署は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

町と防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 実施事項

（1）道路管理者（稚内開発建設部、稚内建設管理部、町）

ア トンネルや橋梁等、道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

キ 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

ク 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

（2）枝幸警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者に周知するとともに、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

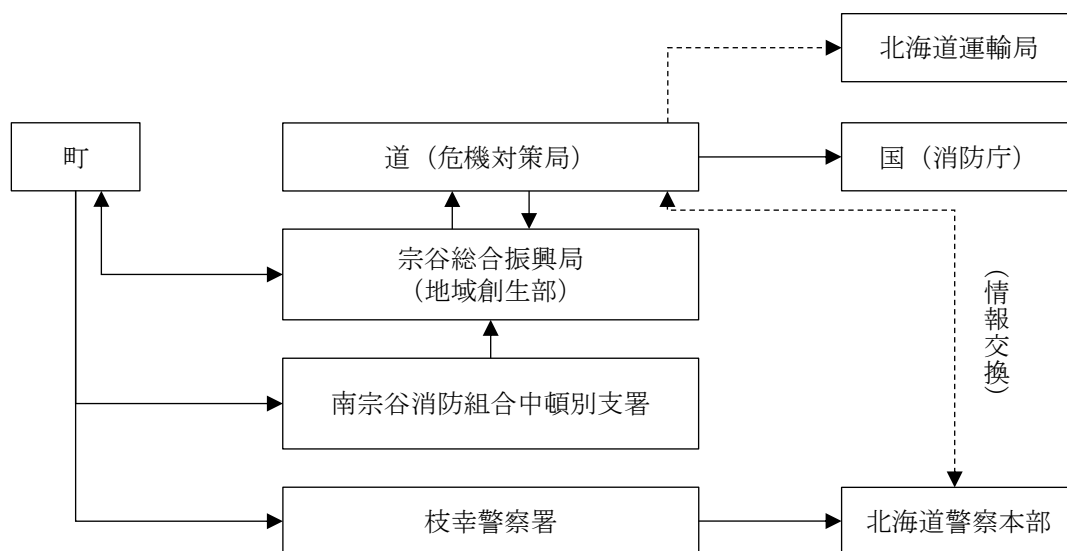
1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

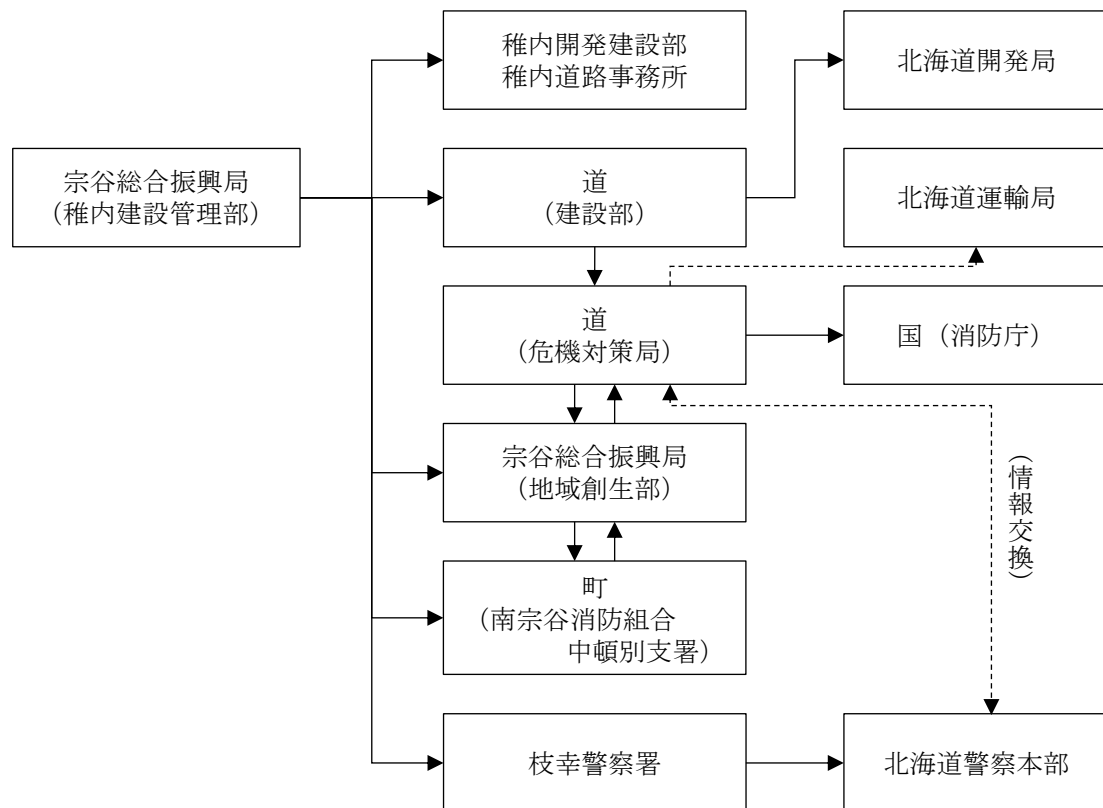
(1) 情報連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

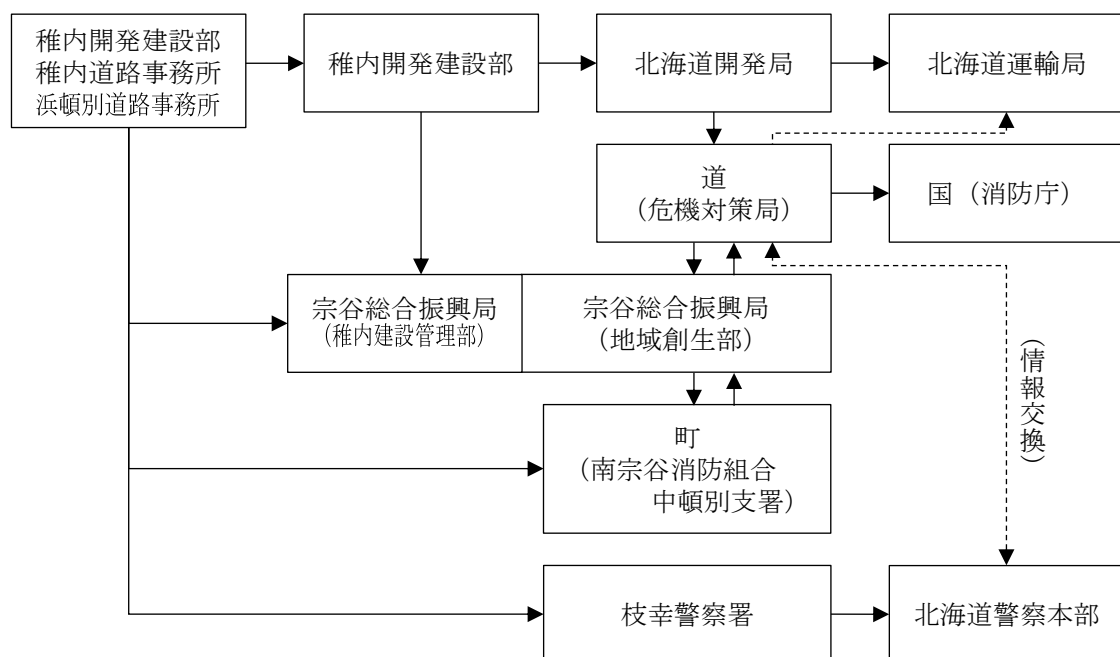
ア 町の管理する道路の場合



イ 道の管理する道路の場合



ウ 国の管理する道路の場合



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、町（南宗谷消防組合中頓別支署）、道、枝幸警察署

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関等の災害応急対策に関する情報

(オ) その他必要な事項

イ 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 被災者の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報

(オ) 施設等の復旧状況

(カ) 避難の必要性等、地域に与える影響

(キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、道路災害時、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、道路災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、道路管理者が行う初期救助活動のほか、第5章第10節「救助救出計画」の定めにより実施する。

5 医療救護活動

道路災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めによるもののほか、道路管理者も、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

6 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、南宗谷消防組合中頓別支署による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。

(2) 南宗谷消防組合中頓別支署

ア 南宗谷消防組合中頓別支署は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

イ 南宗谷消防組合中頓別支署の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

道路災害時における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 枝幸警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

(2) 道路管理者

自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行う。

9 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10 自衛隊派遣要請

自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知

事及びその他の災害派遣要請権者に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

11 広域応援

町、南宗谷消防組合中頓別支署及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

12 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するように努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町、事業者及び防災関係機関は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの
《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの
《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの
《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの
《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

（1）事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、南宗谷消防組合中頓別支署、枝幸警察署へ通報するものとする。

(2) 道、南宗谷消防組合中頓別支署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 枝幸警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 枝幸警察署

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
また、必要と認められるときは、道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をと

るよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 南宗谷消防組合中頓別支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の予防対策について監督、指導する。

(3) 道

ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

(4) 枝幸警察署

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(5) 南宗谷消防組合中頓別支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

- ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を稚内保健所浜頓別支所、枝幸警察署又は南宗谷消防組合中頓別支署に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 道

- ア 毒物及び劇物取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従事者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 枝幸警察署

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 南宗谷消防組合中頓別支署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

5 放射性物質災害予防

(1) 事業者

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、南宗谷消防組合中頓別支署等関係機関へ通報するものとする。

(2) 南宗谷消防組合中頓別支署

火災防止の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 枝幸警察署

- ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

6 危険物等施設の現況

町内における危険物施設の現況は、資料4-4のとおりである。

資料4-4 町内危険物施設

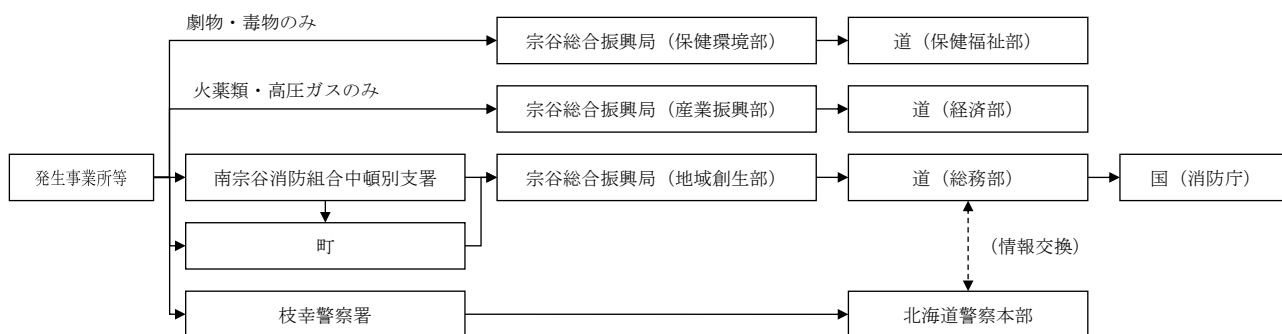
第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) その他必要な事項

イ 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被害者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の実施する応急対策の概要
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、危険物等災害時、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、危険物等災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、危険物災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

南宗谷消防組合中頓別支署の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 南宗谷消防組合中頓別支署

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消防車、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。

イ 南宗谷消防組合中頓別支署の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

枝幸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

危険物等災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事及びその他の災害派遣要請権者に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

10 広域応援

町、南宗谷消防組合中頓別支署及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町と防災関係機関は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 町、南宗谷消防組合中頓別支署

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

(3) 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

(4) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(5) 防火思想の普及

年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。

(6) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(7) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

(8) 消防体制の整備

消防職員・団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

(9) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

(10) 火災警報

町長は、道から火災気象通報を受け、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法第22条に基づく火災警報を発令する。

振興局名	警報発令条件
宗谷総合振興局	実効湿度70%以下にして、最小湿度45%以下となり、平均風速5m/s以上となる見込みのとき 平均風速7m/s以上のとき、又は7m/s以上となる見込みのとき

2 道

大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化を実施するとともに、町、南宗谷消防組合中頓別支署が実施する各種予防対策の推進を図るために指導、助言を行う。

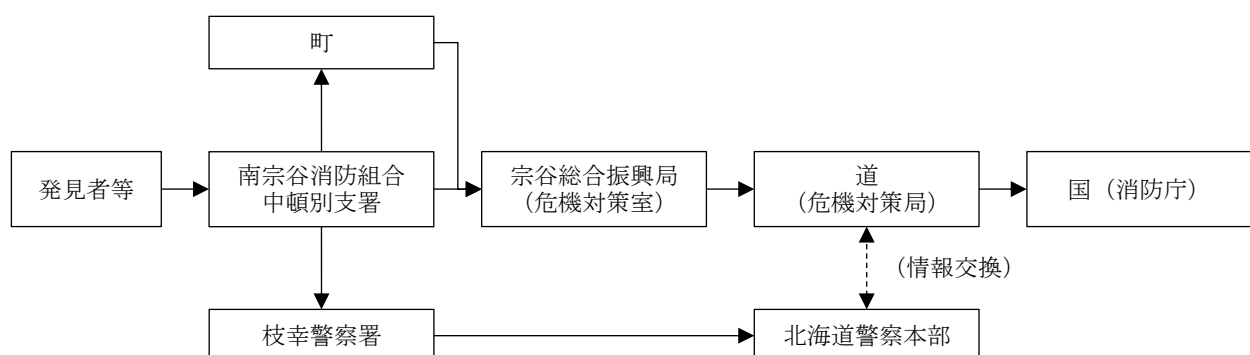
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否状況
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模な火事災害時、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模な火事災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模な火事災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

南宗谷消防組合中頓別支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等各関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。また、町等各関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

枝幸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

8 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事及びその他の災害派遣要請権者に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

9 広域応援

町、南宗谷消防組合中頓別支署及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携の下、第8章第1節「災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町と防災関係機関は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町、道、国及び関係機関は次により対策を講ずるものとする。

(1) 町、道、北海道森林管理局

町、道、北海道森林管理局は、次の事項を実施するものとする。

ア 一般入林者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者への対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、報道媒体、標語、ポスター、広報車、広報誌、掲示板、看板・標識、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する。
- (イ) 危険期間の入林は禁止する。
- (ウ) 入林する場合は、民有林については所有者、町有林については中頓別町、国有林については宗谷森林管理署中頓別森林事務所の入林許可証が必要であることを指導する。
- (エ) 火災警報発令又は気象条件の急変の際には入林の制限を実施する。
- (オ) その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

イ 林野火災危険期間の設定

林野火災は4月から6月までが一番多く、最も危険性が高いため、同期間内に次のとおり各期間を設定するものとする。

- (ア) 山火事警防準備期間 4月1日～4月30日
- (イ) 山火事警防実施期間 5月1日～6月30日
- (ウ) 山火事警防強調期間 5月1日～5月31日

ウ 火入対策

火入対策については、森林法及び「中頓別町火入れに関する規則」（平成4年4月7日規則第5号、資料7-3）に規定する事項に基づき火入対策を行うものとする。

(ア) 許可の申請

森林法第21条第1項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者は、火入れを行おうとする期間の開始する日の5日前までに資料7-3内の別記様式第1号による申請書を町長に提出しなければならない。

(イ) 火入従事者

火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じて、次のとおり火入れの作業に従事する者を配置しなければならない。

- a 0.5haまでは10人以上
- b 0.5haを超える場合にあっては、その超える面積0.1haにつきaの人数に1人を加えた人数以上
- c 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(ウ) 火入れの中止

- a 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。
- b 火入責任者は、火入中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときには、速やかに消火しなければならない。

(エ) 緊急連絡体制の整備

火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び南宗谷消防組合中頓別支署に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

(オ) 民有林野対策（林内事業者対策、大面積森林所有者及び不在地主対策等）

a 林内事業者

造林・造材の林内事業者は、危険期間内は次の対策をとるものとする。

- (i) 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区内に巡視員を配置する。
- (ii) 事業箇所に火気責任者が指定する喫煙所を設け、標識及び消火設備を完備する。
- (iii) 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を期するものとする。
- (iv) 林内事業者は、車両等を林道に駐車させる場合は、他の車両等の交通の障害にならないように留意する。

b 大面積森林所有者及び不在地主

大面積森林所有者及び不在地主は、自己の所有山林から林野火災が発生しないよう、地元森林組合等の協力を得て、予防の万全を期するものとする。

(カ) 自衛隊

自衛隊は、危険期間中、演習地における火災発生を防止するため、特に次の事項について留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

- a 演習地出入者に対する防火啓発
- b 演習地及び近隣地における林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立
- c 危険区域の標示
- d 防火線の設定
- e 巡視員の配置

(キ) バス等運送業者

バス等運送業者は、危険期間中、乗客、乗員のたばこの投げ捨て等による林野火災の発生を防止するために、乗客に対する注意喚起、車両通行中に林野火災を発見した場合の連絡系統及び周知方法の確立等により路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。

- a 路線の巡視
- b ポスター掲示等による広報活動
- c 林野火災の巡視における用地の通行
- d 緊急時における専用電話の利用

資料 7-3 中頓別町火入れに関する規則

2 組織

林野火災の予消防対策を推進するため、中頓別地区林野火災予消防対策協議会を設置し、構成機関相互の緊密な連絡の下に、国・公、民有林の予消防対策に万全を期する。

(1) 構成機関等

協議会の構成機関等は次のとおりとする。

町、宗谷森林管理署中頓別森林事務所、中頓別消防団、南宗谷消防組合、中頓別・浜頓別町森林組合、中頓別町森林愛護組合連合会、枝幸警察署、林内事業実施業者、各木工場、大面積森林所有者

(2) 協力機関等

中頓別町教育委員会、各小中学校、中頓別町農業協同組合、中頓別町観光協会、報道機関

(3) 中頓別地区林野火災消防本部の設置

中頓別地区林野火災消防本部を必要に応じて設置し、組織は中頓別地区林野火災予消防対策協議会で別に定める。

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として稚内地方気象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第4節第2の4「火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）」のとおりである。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）の伝達系統は、第3章第4節第2の4「火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる。）」のとおりとする。

ア 道

通報を受けた道は、直ちにこれを宗谷総合振興局及び町へ通報するものとする。

イ 町

通報を受けた町は、南宗谷消防組合中頓別支署へ通報するものとする。

また、町長は、通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第22条第3項の規定に基づき火災に関する警報を発することができる。

火災に関する警報を発した町は、南宗谷消防組合中頓別支署、関係機関、一般住民等へ周知を図るものとする。

ウ 関係機関

火災に関する警報が発せられた場合に関係機関は、速やかに適切な措置を講じるものとする。

4 林野火災予防思想の普及対策

林野火災に対する関心をより一層向上せしめるため、警防思想の普及を図る。

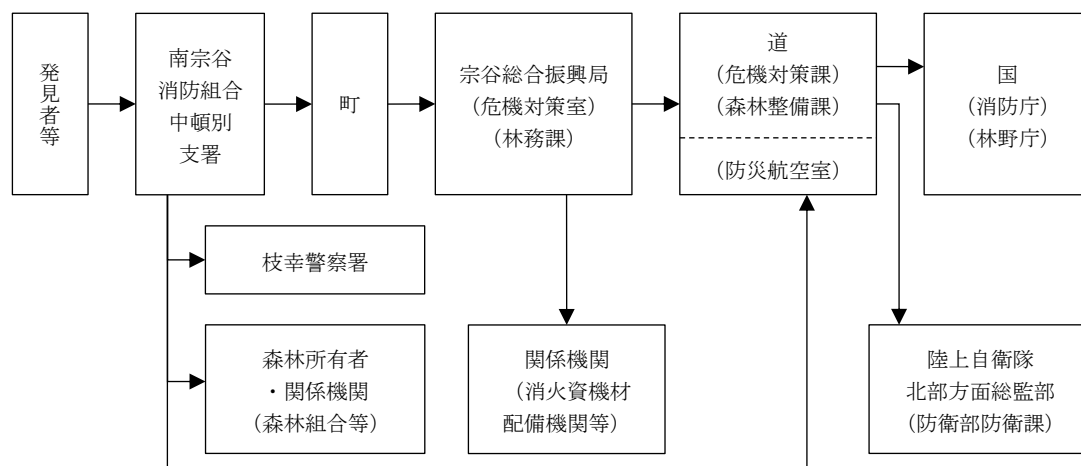
- (1) テレビ・ラジオ放送及び新聞・その他広報紙による啓発
- (2) ポスター・チラシ等の配布及び標識・旗掲示による啓発
- (3) バス等運送機関における啓発
- (4) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (5) 町内各小・中学校児童生徒による協力（標語・ポスターの募集）

第3 応急対策

1 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を

行うものとする。

- エ 町及び宗谷総合振興局においては、「林野火災被害状況調書の提出について（昭和54年2月26日付け林政第119号）」に基づく林野火災被害状況調書の提出を速やかに行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

（1）被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

（2）地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性等、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

（1）町

町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、必要に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

（2）道

知事は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

（3）防災関係機関

関係機関の長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害時、災害の状況に応じて応急活動体制を整え、その所管に係る災害応急対策を実施する。

（4）災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を実施する。

4 消防活動

南宗谷消防組合中頓別支署は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を実施するものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、森林愛護組合の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。なお、住民等による初期消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

6 交通規制

枝幸警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めにより必要な交通規制を実施するものとする。

7 自衛隊派遣要請

広範囲にわたる林野の焼失等の発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事及びその他の災害派遣要請権者に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

8 広域応援

町、南宗谷消防組合中頓別支署及び道は、災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めによるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、又は生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町と防災関係機関は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力（株）・北海道電力ネットワーク（株）

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となり災害予防措置を講ずるものとする。

イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。

ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取組を行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。

イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 町、防災関係機関

ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。

ウ 住民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行う

ものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

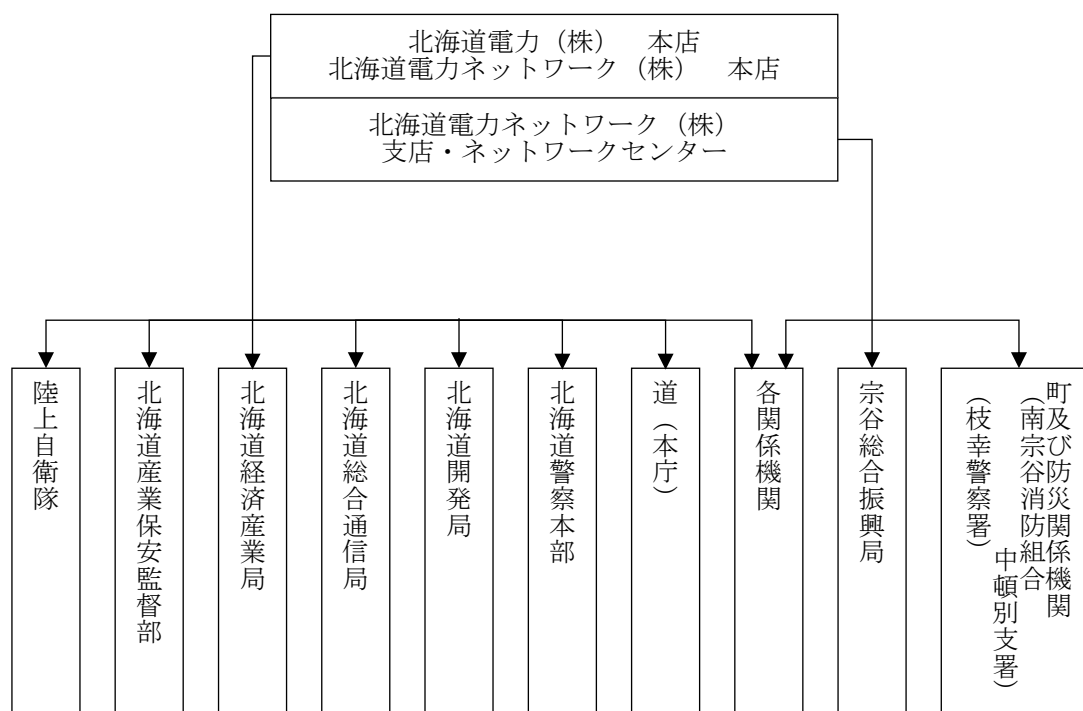
第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



※上記のほか、北海道電力(株)と北海道の管理職によるホットラインを設置

(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道、枝幸警察署、北海道電力（株）、北海道電力ネットワーク（株）

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

- ア 停電及び停電に伴う災害の状況
- イ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- ウ 停電の復旧の見通し
- エ 避難の必要性等、地域に与える影響
- オ その他必要な事項

3 応急活動体制

(1) 町

町長は、大規模停電災害時、その状況に応じ第3章「防災組織」の定めるところにより応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 道

知事は、大規模停電災害時、その状況に応じて災害応急対策を実施する。

(3) 防災関係機関

関係機関の長は、大規模停電災害時、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 北海道電力（株）、北海道電力ネットワーク（株）

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって両社一体となって災害応急対策を講ずるものとする。
- イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。
- ウ 大規模な災害が発生し北海道電力（株）及び北海道電力ネットワーク（株）のみで早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- ア 閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助
- イ 火災発生に対する迅速な消火活動
- ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

大規模停電災害時における医療救護活動については、第5章第11節「医療救護計画」の定めにより実施する。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 枝幸警察署

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

北海道電力（株）及び北海道電力ネットワーク（株）は、町や道等と優先度を協議の上、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車などによる緊急的な電力供給を行うものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町（水道管理者）は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域（高台や集合住宅）に対し、発電機を利用した供給を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

枝幸警察署は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

12 自衛隊派遣要請

大規模停電災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第7節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」により、知事及びその他の災害派遣要請権者に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するものとする。

13 広域応援

町、南宗谷消防組合中頓別支署及び道は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、他都府県及び国へ応援を要請するものとする。

第7節 山岳遭難対策計画

第1 基本方針

山岳遭難事故の防止を図るため、町と関係機関は、各種の予防、応急対策に努める。

第2 予防対策

町と関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、遭難事故を防止するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

- (1) 登山者に対し、登山計画書の提出を周知するとともに、遭難事故防止のための広報及び啓発を行うものとする。
また、登山準備の徹底や安全確保に対する啓発を行う。
- (2) 気象情報による危険が予知される場合には、登山禁止の措置をとる。
- (3) 関係機関と協議の場を設け予防応急対策の共有を図る。

第3 応急対策

町は、登山者が登山計画書に示された下山予定時刻を経過しても戻らず、又は、家族等から搜索の要請を受けた場合には、中頓別町行方不明者の搜索に関する実施要綱に基づいて必要な対策を実施する。

1 実施事項

- (1) 町は、搜索活動に必要な人員を動員し、遭難情報等の収集を行う。
- (2) 町は、関係機関と連携し、搜索活動を実施する。
- (3) 町は、必要に応じ、道（宗谷総合振興局）を通じて、自衛隊等に応援要請を行う。
- (4) 町長は、遭難事故の発生状況、原因及び搜索活動の内容により、搜索を要請した家族等に対し、その費用を請求するか決定する。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 下水道
- (8) 公園

- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
- 3 上水道災害復旧事業計画
- 4 住宅災害復旧事業計画
- 5 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 6 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 7 学校教育施設災害復旧事業計画
- 8 社会教育施設災害復旧事業計画
- 9 その他災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町及び道は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 南宗谷消防組合中頓別支署

- (1) 町長は、罹災証明書のうち火災に起因するものの交付に関する事務について、必要に応じて、消防長等に、消防法による火災損害調査の結果に基づき行わせることとすることができるものとする。
- (2) 消防事務の共同処理に関して複数の市町村が一部事務組合や広域連合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合等が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ サの提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	
カ 援護の実施の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他連絡先	
ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

（３）町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

（４）町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

（１）町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

（２）台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。

ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲

エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的

オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項

（３）町長は、（２）の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する

個人番号（本節第2の1（2）のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した住民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

- 1 生活福祉資金
- 2 母子父子寡婦福祉資金
- 3 災害援護資金貸付金
- 4 災害弔慰金
- 5 災害障害見舞金
- 6 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む。）
- 7 災害復興住宅資金
- 8 農林漁業セーフティネット資金
- 9 天災融資法による融資
- 10 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- 11 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- 12 造林資金
- 13 樹苗養成施設資金
- 14 林道資金
- 15 主務大臣指定施設資金
- 16 共同利用施設資金
- 17 備荒資金直接融資資金
- 18 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- 19 勤労者福祉資金
- 20 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

第4 災害義援金の募集及び配分

災害による被災者を救護するため、災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、日本赤十字社北海道支部及びその他協力団体により組織する北海道災害義援金募集委員会がこれに当たるものとする。その運営方法等は、北海道災害義援金募集委員会会則（資料8－4）の定めるとおりとする。

資料8－4 北海道災害義援金募集委員会会則
